

## 工事契約書（案）

1. 工 事 名 **永平寺キャンパス 動植物棟 植物培養施設（2連室）更新**
2. 契約金額 **金** **円**  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 **金** **円**)
3. 工 期 自 平成30年 月 日  
至 平成31年 3月20日
4. 工事場所 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1  
公立大学法人 福井県立大学 動植物棟
5. 契約保証金 **金** **円**
6. 前 払 金

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の公立大学法人福井県立大学工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するために、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者 住所 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1  
氏名 公立大学法人福井県立大学  
理事長 林 雅則

請負者 住所  
氏名

## 公立大学法人福井県立大学工事請負契約約款

### (総則)

- 第1条 発注者および受注者は、契約書(別紙の工事請負契約書をいう。以下同じ。)およびこの約款(以下「契約書等」という。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、契約(契約書記載の工事(以下「工事」という。)の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、工事を工期内に完成し、工事の目的物(以下「工事目的物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
  - 3 仮設および施工の方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)について、この約款および設計図書に特別の定めがない場合には、受注者は、その責任において工事を施工するものとする。
  - 4 受注者は、契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾および解除は、書面により行わなければならない。
  - 6 契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 7 契約書等に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるとおりとする。
  - 9 契約書等および設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)および商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。
  - 10 契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 11 契約に係る訴訟の管轄裁判所は、日本国における専属的合意による裁判所とする。
  - 12 受注者が共同企業体を結成している場合

において、発注者は、契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者に対して行う契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

### (関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事および発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行う。ただし、第9条の監督職員を置いたときは、当該職員がこれを行うものとする。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者または監督職員の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

### (工程表の提出)

- 第3条 受注者は、契約の締結後7日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 工程表は、発注者および受注者を拘束するものではない。

### (契約の保証)

- 第4条 受注者は、契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、随意契約により契約を締結する場合において、受注者が契約を履行しないこととなるおそれがないと発注者が認めるときは、この限りでない。
- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 国債、地方債その他発注者が確実と認める有価証券の提供
  - (3) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行その他の発注者が確実と認める金融機関または保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
  - (4) 契約による債務の履行を保証する公共工

事履行保証証券による保証および当該保証証券の発注者への寄託

- (5) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結および当該保険証券の発注者への寄託
- 2 前項各号の保証に係る契約保証金の額、有価証券の価額、保証金額または保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号または第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号または第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 発注者は、請負代金額が増額された場合には、保証の額が増額後の請負代金額の10分の1に達するまで、保証の額の増額を受注者に請求することができ、受注者は、請負代金額が減額された場合には、保証の額が減額後の請負代金額の10分の1に達するまで、保証の額の減額を発注者に請求することができる。ただし、増額され、または減額された額が、契約における当初の請負代金額の100分の30を超えない場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

- 第5条 受注者は、契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物ならびに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の検査に合格したものおよび第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、または抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任または一括下請負の禁止）

- 第6条 受注者は、工事の全部もしくはその主たる部分または他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

- 第7条 受注者は、発注者に対して、下請負人の商号または名称その他必要な事項（下請負人がいない場合は、その旨）を、工事に着手しようとするときまでに届け出なければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ、発注者に届け出なければならない。

（特許権等の使用）

- 第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

- 第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるものおよびこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - (1) この契約の履行についての受注者もしくは受注者の現場代理人に対する指示もしくは承諾または受注者もしくは受注者の現場代理人との協議
  - (2) 工事の施工のための設計図書に基づく詳細図等の作成および交付または受注者が作成した詳細図等の承諾
  - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査または工事材料の試験もしくは検査（確認を含む。第13条において同じ。）
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときであってはそれぞれ

の監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定による監督職員の指示または承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾および解除については、設計図書に別段の定めがあるものを除き、当該職員を経由して行うものとする。この場合においては、その旨を記載した書面が当該職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この条およびこの約款の他の条項に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人および主任技術者等)

第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)または監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)。ただし、同条第3項に規定する工事に該当する場合に配置しなければならない主任技術者または監理技術者は、専任の者(同条第4項に規定する工事の場合に配置しなければならない監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の交付を受けた者に限り。)としなければならない。
- (3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営および取締りを行うほか、現場代理人が契約の履行に関し契約に基づく受注者の権限を行使した場合においては、請負代金額の変更、請負代金の請求および受領、第12条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定および通知ならびに契約の解除に係る権限

を受注者が行使した場合を除き、受注者が権限を行使したものとみなす。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締りおよび権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、契約に基づく権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者または監理技術者および専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行に係る計画、状況等について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者もしくは監理技術者または専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認めるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者または監督職員は、主任技術者もしくは監理技術者または専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工または管理につき著しく不相当と認めるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について必要な措置を決定し、請求を受けた日から10日以内に、その結果を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認めるときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を決定し、請求を受けた日から10日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質および検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料(次項の工事材料を除く。)を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会いおよび工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、または調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、立会いを受けて調査し、または見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するもののほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本または工事写真等の記録(以下この条において「見本等」という。)を整備すべきものと指定した工事材料の調査または工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより見本等を整備し、監督職員の請求があったときは、請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督職員は、受注者から第1項の立会いもしくは見本検査または第2項の立会い(次項において「立会い等」という。)を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に応じないため、工事の工程に支障を来すおそれがあるときは、受注者は、当該職員に通知した上、立会い等を受けることなく、工事材料を調査して使用し、または工事を施工することができる。この場合において、受注者は、工事材料の調査または工事の施工を適切に行ったことを証する見本等を整備し、監督職員の請求があったときは、請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項または前項の場合において、見本検査または見本等の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料および貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)および貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格または性能、引渡場所および引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督職員は、支給材料または貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料または貸与品を検査しなければならない。この場合において、受注者は、当該検査の結果、その品名、数量、品質もしくは規格もしくは性能が設計図書の定めと異なると認めたとき、またはその使用が適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料または貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書または借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料または貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料または貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、その使用が適当でないと認められたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段または前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該通知を受けた支給材料もしくは貸与品に代えて他の支給材料もしくは貸与品を引き渡し、または支給材料もしくは貸与品の品名、数量、品質もしくは規格もしくは性能を変更しなければならない。この場合において、発注者は、当該通知にかかわらず、他の支給材料もしくは貸与品の引渡しまたは支給材料もしくは貸与品の品名等の変更を行わずに、その理由を明示して、当該通知を受けた支給材料もしくは貸与品を使用すべきことを受注者に請求することができる。
- 6 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、受注者にその旨を通知して、支給材料または貸与品の品名、数量、品質もしくは規格もしくは性能、引渡場所または引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期または請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料および貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不要となった支給材料または貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意または過失により支給材料または貸与品が滅失し、もしくはき損し、またはその返還が不可能となったときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料または貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他工事の施工上必要な用地で設計図書において定めるもの(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、工事用地等に受注者が所有または管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有または管理するこれらの物件を含む。以下この条および第49条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に前項の物件を撤去せず、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分または修復もしくは取片付けについて異議を申し出ることができず、発注者の処分または修復もしくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、請求に従わなければならない。この場合において、発注者は、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるとき、または必要があると認めるときは工期または請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項または第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
  - 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると

認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前2項の場合において、検査および復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書または現場説明に対する質問回答書の指示する内容が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く)。
- (2) 設計図書に誤りや脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場の状況が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について、工事の施工に支障があり、かつ、予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、または自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを受けずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、これを受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 発注者は、第2項に規定する調査により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正または変更を行わなければならない。ただし、第1項第4号または第5号に該当し設計図書を変更

する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、受注者と協議しなければならない。

- 5 発注者は、前項の規定により設計図書の訂正または変更を行う場合には、受注者にその内容を通知して、これを行うものとする。この場合において、必要があると認められるときは工期または請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条に規定するもののほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受注者に通知して、これを変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは工期または請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができないこと等のため、または暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的もしくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事材料、工事目的物等に損害を生じ、もしくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事を中止する旨およびその内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部または一部の施工を中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事を中止する旨およびその内容を受注者に通知して、工事の全部または一部の施工を中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を中止させた場合において、必要があると認めるときは工期または請負代金額を変更し、受注者が工事の再開に備え工事現場を維持し、もしくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の中止に伴う増加費用を必要とし、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示して、発注者に工期の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、請負代金額について必要と認められる変更を行い、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を変更すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認めるときは請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 この約款の規定による変更後の工期については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、工期の変更事由が生じた日(当該変更が発注者または受注者の請求または通知による場合にあつては、その請求または通知が相手方に到達した日)から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 この約款の規定による変更後の請負代金額については、次条の規定によるほか、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日(当該変更が発注者または受注者の請求または通知による場合にあつては、その請求または通知が相手方に到達した日)から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とし、または損害を受けた場合に発注者が負担する費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者または受注者は、工期内で契約の締結の日から12月を経過した日後に日本国内における賃金水準または物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者または受注者は、特別の要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったと認めるときは、前項または次項の規定によるほか、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

3 発注者または受注者は、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったと認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

4 発注者または受注者は、第1項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に対応

する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金または物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に対応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 5 前項の変動前残工事代金額および変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 第2項および第3項の場合において、変更後の請負代金額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 第5項および前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、第1項から第3項までの規定による請求を行った日または当該請求を受けた日から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 8 第1項から第3項までの規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約の締結の日」とあるのは、「直前の請負代金額の変更の基準とした日」とする。

#### (臨機の措置)

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者は、当該措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項または前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

#### (一般的損害)

- 第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物または工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項もしくは第2項または第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第51条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### (第三者に及ぼした損害)

- 第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者および受注者は、協力してその処理および解決に当たるものとする。

#### (不可抗力による損害)

- 第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設

計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物または工事現場に搬入済みの工事材料もしくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該請求に係る損害の額(受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくものおよび第51条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除き、工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項もしくは第2項または第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるもの)に係る額に限る。以下この条において「損害の額」という。)および損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
  - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に係る請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料に係る請負代金額で通常妥当と認められるものとし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - (3) 仮設物または建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物または建設機械器具の

償却費の額で工事で償却する額として通常妥当と認められるものから損害を受けた時点における工事目的物の評価額に対応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該差し引いた額に満たないものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該請求に係る損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第3項、第25条第1項から第3項までもしくは第8項、第26条第4項、第27条、前条第3項、第4項もしくは第6項または第33条第3項の規定により請負代金額を変更すべき場合または費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき額または負担すべき額の全部または一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、請負代金額を増額すべき事由または費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査および引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、そ

の旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査または復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査により工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項に規定する申出を行わないときは、工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して再度発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第32条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に、請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数(以下この項において「遅延日数」という。)は、前項に規定する期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数に含まれるものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第33条 発注者は、第31条第4項または第5項の規定による引渡し前においても、受注者の承諾を得て、工事目的物の全部または一部を使用することができる。
- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定に基づき、工事目的物の全部または一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払および中間前金払)

- 第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定めるところにより、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に、前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、保証事業会社と第1項の規定に基づく前払金に追加して支払う前払金(以下「中間前払金」という。)に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定めるところにより、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、第37条および第41条の規定に基づく部分払を請求した後においては、中間前払金の支払いを請求することができない。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者または発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者または発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

い。

- 5 受注者は、工事内容の変更その他の理由により請負代金額が著しく増額された場合において、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは中間前払金を加算した金額。以下同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（第3項の規定による中間前払金を含む。以下同じ。）の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、工事内容の変更その他の理由により請負代金額が減額された場合においては、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を発注者に返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第37条または第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 第6項および前項の超過額が相当の額に達し、前払金の使用状況からみて返還することが著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その返還さ

れない額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還する日までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により決定された率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### （保証契約の変更）

- 第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
  - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### （前払金の使用等）

- 第36条 受注者は、工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料および保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに前払金を充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成30年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額および中間前払金を除き、この工事の現場管理費および一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

#### （部分払）

- 第37条 受注者は、工事の完成前に、工事の出来形部分および工事現場、製造工場等にある工事材料（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するもの）にあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないもの）にあっては設計図書で部分払の対象とすること

を指定したものに限り。)に係る請負代金額(以下「請負代金相当額」という。)の10分の9以内の額について、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ、当該各号に定める回数を超えない回数の部分払を請求することができる。ただし、発注者が特に必要と認めた工事については、この限りでない。

- (1) 請負代金額が100万円以上500万円未満の場合 1回
  - (2) 請負代金額が500万円以上1,000万円未満の場合 2回
  - (3) 請負代金額が1,000万円以上5,000万円未満の場合 3回
  - (4) 請負代金額が5,000万円以上1億円未満の場合 4回
  - (5) 請負代金額が1億円以上の場合 5回
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分または工事現場、製造工場等にある工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより同項の確認をするための検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査または復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の検査により発注者の確認を受けたときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、請求を受けた日から14日以内に、部分払をしなければならない。
- 6 前項の部分払の額は、次の式により算定する。  
部分払の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times$ (9/10 - 前払金額/請負代金額)
- 7 前項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第5項の規定による請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者が第5項の規定により部分払をした後、受注者が再度部分払の請求をする場合にお

いては、第6項および前項の規定中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」として第2項から第6項までの規定を適用する。

(部分引渡し)

第38条 第31条および第32条の規定は、工事目的物について、設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを発注者が指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、工事が完了した指定部分の引渡しについて準用する。この場合において、第31条第1項、第2項、第4項および第6項の規定中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、同条第2項、第4項および第5項の規定中「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項および第32条第1項および第2項の規定中「請負代金」とあるのは「指定部分の引渡しに係る請負代金」と読み替える。

2 前項において準用する第32条第1項の規定により請求することができる指定部分の引渡しに係る請負代金額は、次の式により算定する。

指定部分の引渡しに係る請負代金額=指定部分に係る請負代金額 $\times$ (1 - 前払金額/請負代金額)

3 前項の指定部分に係る請負代金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第1項において準用する第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第39条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度 円  
 年度 円  
 年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額および前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払および中間前金払の特則)

第40条 第34条および第35条の規定は、債務負担行為に係る契約の前金払および中間前金払について準用する。この場合において、第34条中「工事完成の時期」とあるのは「工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条および第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第37条第1項に規定する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超えた額を控除した額)」と読み替える。ただし、契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金および中間前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度については前払金および中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第34条第1項および第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金および中間前払金の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金および中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に、翌会計年度に支払うべき前払金相当額および中間前払金相当額(円以内)を含めて前払金および中間前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定による読

替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、当該請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金および中間前払金の支払いを請求することができない。

5 前項に規定する場合において、受注者は、発注者に代わり保証事業会社に前項の請負代金相当額が同項の出来高予定額に達するまで前払金および中間前払金の保証期限を延長することを求め、その旨を通知するものとする。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、受注者は、当該会計年度の当初に、当該超えた額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2 前条第1項、第3項または第4項の規定により、前払金および中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項および第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10 - \text{前会計年度までの支払金額} - (\text{請負代金相当額} - \text{前会計年度までの出来高予定額}) \times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

(第三者による代理受領)

第42条 受注者は、発注者の承諾を得て、請負代金の全部または一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨明記されているときは、当該第三者に

対して第32条(第38条第1項において準用する場合を含む。)または第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の工事中止)

第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条または第38条第1項において準用する第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部または一部の施工を中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示して、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認めるときは工期または請負代金額を変更し、受注者が工事の再開に備え工事現場を維持し、もしくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の中止に伴う増加費用を必要とし、または受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第44条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して、相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、または修補に代え、もしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補または損害賠償の請求は、第31条第4項または第5項(第38条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年(簡易舗装、樹木、木造またはこれに準ずる建物および附帯施設の場合にあっては1年)以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意または重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなけれ

ば、当該瑕疵の修補または損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力または雨水の浸入に影響のないものを除く。)について修補または損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。

5 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失し、またはき損したときは、第2項または前項に定める期間内で、かつ、その滅失またはき損の日から6月以内に第1項に規定する請求に係る権利を行使しなければならない。

6 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質または発注者もしくは監督職員の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者が当該材料または指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第45条 受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から指定部分として引渡しを受けた部分に係る請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により決定された率の割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条第1項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、当該支払いの遅れた額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により決定された率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に工事が完成しないとき、または工期経過後相当の期間内に工事を完成させる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第48条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与し、その他直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者が当該契約を解除しなかったとき。

第46条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令が行われない場合にあつては、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令)を受け、または独占禁止法第66条第4項の規定による公正取引委員会の審決が確定したとき。
- (2) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員またはその使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の3もしくは第198条または独占禁止法第89条第1項もしくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第46条および前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第47条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10

分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第46条または第46条の2の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、または受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（第46条第6号の規程によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金または担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（受注者の解除権）

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため、請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条第1項または第2項の規定による工事の施工の中止の期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは6月）を超えたとき。ただし、当該中止が工事の一部のみの場合は、その中止した一部を除いた部分の工事が完了した後3月を経過しても、なお当該中止が解除されないとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。

- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第49条 発注者は、契約が解除された場合においては、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分および部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた部分に係る請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、当該出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査または復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条（第40条第1項において準用する場合を含む。）の規定による前払金または中間前払金があったときは、当該前払金または中間前払金の額（第37条および第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金または中間前払金の額を控除した額）を、第50条第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあっては当該賠償金の額を、それぞれ第1項の出来形部分に係る請負代金額から控除する。この場合において、当該前払金または中間前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、契約の解除が第46条、第46条の2または第47条の2第2項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金または中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により決定された率の割合で計算した額の利息を付した額を、契約の解除が第47条第1項または前条第1項の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が、受注者の故意

もしくは過失により滅失し、もしくはき損したとき、または当該出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意または過失により滅失し、またはき損したときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有または管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に前項の物件を撤去せず、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分または修復もしくは取片付けについて異議を申し出ることができず、発注者の処分または修復もしくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段および第5項前段の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第46条、第46条の2または第47条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、第47条第1項の規定によるときは発注者が受注者の意見を聴いて定め、前条第1項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定める。
- 9 第4項後段、第5項後段および第6項の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(賠償の予約)

第50条 受注者は、第46条の2各号のいずれかに該当するときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、発注者が契約を解除するかどうかを問わず、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

- (1) 第46条の2第1号に該当する場合であつて、排除措置命令もしくは納付命令または審決の対象となる行為が、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当するとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要があると認めるとき。
- 2 受注者は、第46条の2第2号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかを問わず、賠償金として、前項に規定する額のほか、この契約による請負代金額の100分の5に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。
    - (1) 第46条の2第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定の適用があるとき。
    - (2) 第46条の2第2号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
    - (3) 受注者が発注者に福井県立大学工事入札心得第10の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
  - 3 受注者が前2項に規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該違約金の額につき年5パーセントの割合で、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
  - 4 第1項および第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
  - 5 前各項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者

に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、共同連帯して前各項の額を発注者に支払わなければならない。

(火災保険等)

第51条 受注者は、工事目的物、工事材料等(支給材料を含む。以下この条において同じ。)に設計図書に定めるところにより、火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)を付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定に基づき保険契約を締結したときは、当該保険証券(これに代わるものを含む。)を直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物、工事材料等に第1項の規定による保険以外の保険を付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせんまたは調停)

第52条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めることとされるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者および受注者は、建設業法第25条第3項の規定に基づく福井県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせんまたは調停によりその解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者もしくは監理技術者または専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工または管理に関する紛争および監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後もしくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、または発注者もしくは受注者が決定を行わずに同条第3項もしくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者および受注者は、前項のあっせんまたは調停を請求することができない。

(仲裁)

第53条 発注者および受注者は、その一方または双方が前条第1項の審査会のあっせんまたは調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その判断に服する。

(補則)

第54条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。



機械設備工事特記仕様書		(H29.5改訂)																																																																																															
<b>I. 工事概要</b> 1. 工事場所 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1 2. 建物概要 <table border="1"> <tr> <th>棟名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>延べ面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>消防法施行令別表第一</th> <th>建築基準法別表第一の用途</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>A: 動物棟</td> <td>R C</td> <td>1</td> <td>304.34</td> <td>第7項</td> <td>学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B:</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C:</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D:</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				棟名称	構造	階数	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一	建築基準法別表第一の用途	備考	A: 動物棟	R C	1	304.34	第7項	学校		B:							C:							D:																																																																	
棟名称	構造	階数	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一	建築基準法別表第一の用途	備考																																																																																											
A: 動物棟	R C	1	304.34	第7項	学校																																																																																												
B:																																																																																																	
C:																																																																																																	
D:																																																																																																	
3. 工事種目 (●印を付けたものを適用し、各一式とする) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">棟別および屋外</th> <th colspan="4">適用区分</th> <th rowspan="2">屋外</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> <tr> <td>空調設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>換気設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排煙設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水設備</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>排水設備</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>給湯設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ガス設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>浄化槽設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>厨房機器設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>撤去工事</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>PIF植物育成設備</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>				棟別および屋外	適用区分				屋外	A	B	C	D	空調設備	○	○	○	○		換気設備	○	○	○	○		排煙設備	○	○	○	○		自動制御設備	○	○	○	○		衛生器具設備	○	○	○	○		給水設備	●	○	○	○	○	排水設備	●	○	○	○	○	給湯設備	○	○	○	○		消火設備	○	○	○	○	○	ガス設備	○	○	○	○	○	浄化槽設備	○	○	○	○	○	厨房機器設備	○	○	○	○	○	撤去工事	●	○	○	○	○	PIF植物育成設備	●	○	○	○	○
棟別および屋外	適用区分				屋外																																																																																												
	A	B	C	D																																																																																													
空調設備	○	○	○	○																																																																																													
換気設備	○	○	○	○																																																																																													
排煙設備	○	○	○	○																																																																																													
自動制御設備	○	○	○	○																																																																																													
衛生器具設備	○	○	○	○																																																																																													
給水設備	●	○	○	○	○																																																																																												
排水設備	●	○	○	○	○																																																																																												
給湯設備	○	○	○	○																																																																																													
消火設備	○	○	○	○	○																																																																																												
ガス設備	○	○	○	○	○																																																																																												
浄化槽設備	○	○	○	○	○																																																																																												
厨房機器設備	○	○	○	○	○																																																																																												
撤去工事	●	○	○	○	○																																																																																												
PIF植物育成設備	●	○	○	○	○																																																																																												
4. 別契約の関連工事 ○建築関係工事 ( ) ○電気関係工事 ( ) ○空調関係工事 ( ) ○給排水関係工事 ( ) ○その他工事 ( ) 5. 工期 別に示す公告等による。 (但し、下記に指定する部分の工事については平成 年 月 日完成) 指定部分																																																																																																	
<b>II. 工事仕様</b> 1. 共通仕様 1) 現場説明書、特記仕様書、設計図面に記載がない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の仕様書等による。「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)」(以下、「標準仕様書」という。) 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。) 「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成28年版)」(以下、「標準図」という。) 2) 工事種目に電気設備工事および建築工事を含む場合、その仕様は当該図面による。 3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン(総合版)」(福井県土木部)による。																																																																																																	
2. 特記仕様 1) 項目および特記事項は、●印のついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は※印を適用する。																																																																																																	
章	項目	特記事項																																																																																															
一般事項	●施工条件	現場説明書による。																																																																																															
	●事務処理	福井県営繕工事監督事務処理要領(福井県土木部建築住宅課管理)による。																																																																																															
	●近接工事の調整等	密接に関係のある同一工事区内の追加工事(同一工種とは限らない)を現工事と同一施工業者が落札した場合は、両工事を合算したもので落札後調整を行う。																																																																																															
	●施工計画書	標準仕様書第1編第2節1.2.2により施工計画書を作成し、監督職員に提出する。																																																																																															
	●施工体制の確保	建設業法によるほか、下記により工事現場における適正な施工体制の確保を図る。 (1) 提出書類 1 施工体制台帳および施工体系図の写し 2 工事担当技術者台帳の写し 監理技術者および主任技術者(下請負を含む)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付する。 3 工事元請・下請関係者届出書 該当なき場合はその旨を記入し提出する。 (2) 工事実績情報の登録(工事請負代金額が500万円以上の工事) 工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、工事の受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、期限内に登録機関に登録申請をしなければならない。 また、登録完了後は「登録内容確認書」を直ちに監督職員に提出しなければならない。 (3) 名札の着用 監理技術者および主任技術者(下請負を含む)および元請業者の専門技術者は、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、氏名、所属会社名、社印および発行年月日が記載された名札を着用する。																																																																																															
	○官公署その他への手続	工事に必要な官公署等への手続は標準仕様書第1編1.3.1又は改修標準仕様書第1編1.3.1による。官公署等への諸手続および費用は受注者の負担とする。																																																																																															
	○主任技術者等の資格	※別に示す公告等による ●管工事施工管理技士(○1級 ●2級) ○技術士( )																																																																																															
	○技能士(1級)の適用	下記の職種について、●印の付いたものは適用とし、それ以外については適用するよう努める。 ●配管(配管工事) ○建築板金(ダクト製作および取付け) ○熱絶縁施工(保温工事) ○冷凍空調設備施工(冷凍空調機器の据付けおよび整備) ○																																																																																															
	○下請負人の選定	下請負人を選定する場合には、福井県内に主たる営業所を有する者の中から選定すること。ただし、あらかじめ書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。(福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱第7条)																																																																																															
	●公共事業労務費調査	公共事業労務費調査の対象工事となった場合(工期経過後も同様)には、調査票の記入等について必要な協力を行う。																																																																																															
一般事項	○工用資材の選定	工事材料や物品等の調達においては、福井県内に主たる営業所を有する者の中からの調達および県産品の活用を努める。また工事完成時に県産品使用実績報告書を監督職員に提出する。																																																																																															
	●設備機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの、または、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。また、設備機材等の製造者等は、次の(1)~(6)の事項を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 (1) 品質および性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 生産施設および品質の管理が適切に行われていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。 (5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。																																																																																															
	●機材等の検査・試験	標準仕様書または改修標準仕様書による。																																																																																															
	●工事検査・技術検査	監督職員の指示による。																																																																																															
	○工事成績評定の対象(工事成績評定要領第2条)	※請負金額250万円以上の場合、評定する。 ○250万円未満の場合、評定しない。 ○評定しない(○応急工事 ○取壊解体工事 ○土砂運搬工事 ○規格品据付工事 ○規格品交換工事 ○部品交換工事(オア・ホール含む) ○その他)																																																																																															
	●化学物質を放散させる建築材料等の使用制限	本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質および性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル酸及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を除く)が添加されていない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとする。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。																																																																																															
	ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料																																																																																															
	規制対象外	① JISおよびJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド放散建築材料以外の材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品																																																																																															
	第三種	① JISおよびJASのF☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド放散建築材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品																																																																																															
	○室内空気中の化学物質の濃度測定および確認	※24時間測定 ○( )時間測定 延べ( )箇所 (1) 測定対象室および各測定箇所数 ※図示 ○( ) (2) 測定対象物質 ※室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン(学校の場合はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、スチレン、エチルベンゼン) 測定はパンプ型採取機器により行う。測定条件等は、監督職員の指示による。測定対象物質の濃度を測定し、報告する。																																																																																															
●電気工作物の種類	※事業用電気工作物 ○一般用電気工作物																																																																																																
●電気保安技術者	標準仕様書または改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。																																																																																																
●品質管理	標準仕様書第1編1.3.4または改修標準仕様書第1編1.3.4による。																																																																																																
●施工中の安全確保および環境保全	施工中の安全確保および環境保全は標準仕様書第1編1.3.5および1.3.8または改修標準仕様書第1編1.3.5および1.3.9による。																																																																																																
●火気の取り扱い	改修標準仕様書第1編1.3.6による。																																																																																																
●施工調査	施工計画調査は、改修標準仕様書第1編1.5.1による。 事前調査の内容は次による。 調査項目 改修対象建物および同建物内設備配管・ダクト等・屋外埋設配管等埋設物調査範囲 本工事と取り合いのある範囲および本工事の施工により影響がおよぶ範囲調査方法 スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による																																																																																																
○地中埋設物等	標準仕様書または改修標準仕様書によるほか、下記による。 施工前に当該工事に係る地中埋設物等(建物または既設コンクリート内の既設配管・配線も含む)について事前調査を行う。既設構造物の位置および既設埋設物の経路等が不明な場合は、探査方法および試験方法等を監督職員と協議する。																																																																																																
○非破壊調査	はつりおよび穴開け、あと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・配管等の位置に墨出しを行う。放射線透過検査については、監督職員の指示による。																																																																																																
○工法等の提案	工法等の提案は、標準仕様書第1編1.5.7または改修標準仕様書第1編1.6.8による。																																																																																																
●工用電力・水・その他	(1) 本工事に必要な工用電力、水等の費用 ※含む ○含まない (2) 本電源受電後、引き渡しまでの電気料金 ※含む ○含まない (水道料金およびガス料金も同様とする。ただし、増設工事にあつては増加分)																																																																																																
○現場表示板	地域住民への工事に関する情報提供のため、現場表示板を設ける。表示板には、県内間伐材を使用し、工事名称、発注者名、受注者名、連絡先等を簡明に示す。																																																																																																
○工用仮設物	構内につくることが ※できる ○できない																																																																																																
○足場・さん橋類	別契約の関係受注者が設置したものは、無償で使用できる。 ※ 本工事で設ける場合は改修標準仕様書第1編2.2.1によるほか、足場の設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式または(3)手すり専用足場方式により行うこと。 内部足場 ※A種、B種、C種、D種 ○E種(単管足場) ○F種(くさき緊結式足場) ○G種(枠組足場) 外部足場 ※A種(枠組足場) ○B種(くさき緊結式足場) ○C種(単管足場) ※D種、E種 ○F種(高所作業車) なお、単管足場、枠組足場の設置場所は図示または監督職員の指示による。																																																																																																
○仮設間仕切り	屋内に仮設間仕切りを設ける場合は、改修標準仕様書第1編2.2.3による。																																																																																																
●養生	標準仕様書第1編1.3.10または改修標準仕様書第1編3章による。 既存部分の養生 ※行う ○行わない 養生の方法 ※改修標準仕様書による( ) 固定された備品、机・ロッカー等移動・復旧 ○行う 数量等( ) ※行わない																																																																																																
●後片付け	標準仕様書第1編1.3.11または改修標準仕様書第1編1.3.11による。																																																																																																
●撤去	撤去を行う場合は、改修標準仕様書第1編4章によるほか、次による。 工作物撤去後の補修は(※マルチ補修 ○ )とする。																																																																																																
○再使用機材	取外し後再使用する機材は、改修標準仕様書第1編1.4.3による。なお、ファンコイルユニット等が見えがかり部分は、洗剤を使用するなどして十分に清掃を行う。																																																																																																
●発生材の処理等	(1) 標準仕様書第1編1.3.9または改修標準仕様書第1編5章による。 引き渡すを要するもの ※なし ○あり(機器類・金属類等) 電気リサイクル法による処分を要するもの ○なし ○あり(図示) フロン系冷媒使用機器の撤去 ※なし ○あり (2) 冷媒の回収方法を定め、上記機器の撤去は改修標準仕様書第3編第2章第4節による。なお冷媒は関係法令に従い適切に破壊処分を行う。(家電リサイクル法対象機器を除く)(運搬および処分費は ※本工事 ○別途 とする) (3) 次のアスベスト含有資機材は関係法令に従い適切に処理する。 ○ダクトバックシン ○配管エルボ部保温材 ○埋込の断熱材 ○分析調査によりアスベスト含有資機材と判定されたもの (4) 上記(3)に示す部位のうち、アスベスト含有調査の判断は以下による。 ダクトバックシン ※含有をみなしし調査不要 ○含有をみなしとせず調査必要 配管エルボ部保温材 ※含有をみなしし調査不要 ○含有をみなしとせず調査必要 (5) 次のアスベスト含有調査により、資機材のアスベスト含有の有無を確認する。 (ただし、調査費用は ※本工事 ○別途 とする) ※JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。 ○「建材中の石綿含有率の分析方法」(平成18年8月21日基発第0821002号 ※および基安化発第0821001号)による。(石綿含有率5質量%超の場合のみ) (6) 分析結果については、監督職員に報告すること。 分析調査対象資機材																																																																																																
●建設発生土の処分	(7) 上記以外のものについては関係法令に従い適切に処理する。 ※構外搬出適切処理(※運搬・処分費を含む) ○処分地: ) ○構内指示の場所に敷きならし ○構内指示の場所にたい積 ○現場説明書による																																																																																																
○環境への配慮	(1) 「排出ガス対策型建設機械指定要領」および「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省)による排出ガス対策型および低騒音型建設機械を使用する。 (2) 発生材の処理等 再資源化を図るもの ○アスファルト・コンクリート塊 ○コンクリート塊 ○建設発生木材 ○建設汚泥 (3) 再生資源の利用 ※再生クラッシュラン ※再生アスファルト合材 (4) 提出書類 以下の書類について、提出用ファイル(電子データ)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用(計画・実施)書 土砂を50m3以上、特定建設資材、砕石、その他再生資材を使用について記載。 ② 再生資源利用促進(計画・実施)書 建設発生土を50m3以上、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くずまたはアスベスト等の建設副産物を搬出する場合に記載。																																																																																																
○グリーン購入調達記録表の提出	資材、工法、建設機械において、工事の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「福井県庁グリーン購入推進方針(平成13年4月27日策定)」に基づき環境資材等の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績を記録した「公共工事に係るグリーン購入調達記録表」を監督職員に提出する。																																																																																																
○情報共有システム	※利用しない (ただし、受注者より利用したい旨の申し入れがあった場合は、発注者はこれを承諾する。) ○利用する (情報共有システム運用ガイドライン(案)福井県版を基に、福井県仕様システムに登録し利用すること。)																																																																																																
●電子納品	(1) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品は、「電子納品の手引き(案)福井県版」(以下「要領等」という。)に基づいて行う。 (2) 成果品は「要領等」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で1部提出する。 (3) 電子成果品の提出の際には電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施したうえで提出する。																																																																																																
○電子納品の対象	工事関係資料のうち電子納品の対象とする納品資料を下表に示す。 詳細については、「電子納品の手引き(案)福井県版」による。																																																																																																
	フォルダ名称	資料大分類	ファイル形式																																																																																														
	PLAN	施工計画書	PDF形式																																																																																														
	SCHEDULE	工程表	PDF形式																																																																																														
	MEET	打合せ簿	PDF形式																																																																																														
	MATERIAL	機材関係資料	PDF形式																																																																																														
	PROCESS	施工関係資料	PDF形式																																																																																														
	INSPECT	検査関係資料	PDF形式																																																																																														
	SALVAGE	発生材関係資料	PDF形式																																																																																														
	DRAWING	完成図	※SXF(sxf)形式および※JW-CAD形式																																																																																														
	MAINT	保全に関する資料	PDF形式																																																																																														
	OTHERS	契約関係資料	PDF形式(注1)																																																																																														
		施工図	※SXF(sxf)形式																																																																																														
		完成写真	JPEG形式(注3)																																																																																														
		工事実績情報	PDF形式																																																																																														
		工事の一時中止	PDF形式																																																																																														
		工期の変更	PDF形式																																																																																														
		文化財その他埋蔵物	PDF形式																																																																																														
		その他の資料	PDF形式																																																																																														
		工事写真	JPEG形式(100万画素程度)																																																																																														
			(注4)																																																																																														
			注1:元請・下請関係届出書、現場指示書は契約関係資料に入れる。それ以外については手引きによる。 注2:ファイル形式は表上による。これによれない場合は監督職員と協議する。 注3:完成写真は電子画像の他、[○四つ切 ○キヤベネ版]のプリントを( )部提出する。 注4:フォルダ構成など、「営繕工事写真撮影要領平成28年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)によるほか、監督職員の指示による。ただし画像データの編集はファイル名のみとする。																																																																																														
一般事項	●完成時の提出図書等	(1) 標準仕様書第1編第1章第7節および改修標準仕様書第1編第1章第8節による完成図等を作成し、監督職員に提出する。 電子納品によるほか、提出部数および作成様式等は下記のとおりとする。																																																																																															
		<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">原 因</th> <th colspan="2">製 本</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>1部</th> <th>—</th> </tr> <tr> <td>※変更設計図</td> <td></td> <td></td> <td>1部</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※完成図</td> <td></td> <td></td> <td>1部</td> <td>(注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※保金に関する資料</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○長期保全計画書</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>2部</td> <td></td> </tr> </table> 注1:原因は施設毎に図面ホルダーに収納する。 注2:完成図は白紙製本 A1版(※1部 ○部)、A3版3部を提出する。 (2) 保守点検に必要な工具類一式を、監督職員に提出する。		区分	種類	原 因	製 本		備 考	1部	—	※変更設計図			1部	—		※完成図			1部	(注2)		※保金に関する資料			—	2部		○長期保全計画書			—	2部																																																															
	区分	種類	原 因				製 本			備 考																																																																																							
				1部	—																																																																																												
	※変更設計図			1部	—																																																																																												
	※完成図			1部	(注2)																																																																																												
	※保金に関する資料			—	2部																																																																																												
	○長期保全計画書			—	2部																																																																																												
	●設計図	●設計図 A2の白焼きを(1)部、A3の白焼きを(2)部製本し提出する。																																																																																															
	●著作権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に譲渡するものとする。																																																																																															
○一年点検	発注者は工事完成引渡日より1年を経過するまでに、「県有施設一年点検実施要領」(福井県土木部建築住宅課管理)に基づき一年点検を実施し、報告書を提出する。施工上の瑕疵による不良箇所があれば改修する。																																																																																																
●耐震措置	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人 建築研究所監修)により、基礎、架台、アンカーボルトについて耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基礎施工要領は標準図(施工25~29)【機械設備工事編】による。 (1) 設計用水平震度																																																																																																
	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">○特定の施設</th> <th colspan="2">○一般の施設</th> </tr> <tr> <td></td> <td>重要機器・水櫃</td> <td>一般機器・水櫃</td> <td>重要機器・水櫃</td> <td>一般機器・水櫃</td> </tr> <tr> <td>上層階</td> <td>2.0(2.0)</td> <td>1.5(2.0)</td> <td>1.5(2.0)</td> <td>1.0(1.5)</td> </tr> <tr> <td>屋上および塔屋</td> <td>&lt;2.0</td> <td>&lt;1.5</td> <td>&lt;1.5</td> <td>&lt;1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5(1.5)</td> <td>1.0(1.5)</td> <td>1.0(1.5)</td> <td>0.6(1.0)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>&lt;1.5</td> <td>&lt;1.0</td> <td>&lt;1.0</td> <td>&lt;0.6</td> </tr> <tr> <td>1階</td> <td>1.0(1.0)</td> <td>0.6(1.0)</td> <td>0.6(1.0)</td> <td>0.4(0.6)</td> </tr> <tr> <td>および地下階</td> <td>&lt;1.5</td> <td>&lt;1.0</td> <td>&lt;1.0</td> <td>&lt;0.6</td> </tr> </table> 注1( )内の数値は防振支持の機器の場合、< >の数値は水櫃類に適用する。 2 重要機器(水櫃類)は、下記による。(水櫃類にはオイルタンク等を含む。) ○給水装置 ○排水装置 ○換気機器 ●空調機器 ○熱源装置 ○防災設備 ○監視制御装置 ○危険物貯蔵装置 ○火を使用する設備 ○避難経路上に設置する機器 ○ 3 適用階の定義・区分は、建築設備耐震設計・施工指針 指針表 2.2-1による。 (2) 設計用鉛直震度 設計用鉛直震度は設計用水平震度の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 (3) 吊り鉋量機器の耐震支持(100kg以下の設備機器) ① 耐震クラスS(指針表 2.2-1を参照)で計画する場合の吊り部材には、形鋼を用いる。 ② 吊りボルトで耐震支持する場合には、自重支持用吊りボルト4本で構成される4面にそれぞれ2本の斜材でX形とし、合計8本の斜材が必要。この時、自重支持吊りボルトに斜材を取り付けける角度は45度±15度とし、自重支持吊りボルトに緊結する位置は上部のインサートと下部の機器支持部との合計長さ≧25cm以内とする。斜材は、自重支持用吊りボルトと同等以上の強度の金属材(鉄筋、全ネジボルトなど)を用いる。また、自重支持ボルトと斜材とを緊結する部材は締め付け具を用い、クリップなどは使用しない。		設置場所	耐震安全性の分類				○特定の施設		○一般の施設			重要機器・水櫃	一般機器・水櫃	重要機器・水櫃	一般機器・水櫃	上層階	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)	屋上および塔屋	<2.0	<1.5	<1.5	<1.0	中間階	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)		<1.5	<1.0	<1.0	<0.6	1階	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)	および地下階	<1.5	<1.0	<1.0	<0.6																																																			
設置場所	耐震安全性の分類																																																																																																
	○特定の施設		○一般の施設																																																																																														
	重要機器・水櫃	一般機器・水櫃	重要機器・水櫃	一般機器・水櫃																																																																																													
上層階	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)																																																																																													
屋上および塔屋	<2.0	<1.5	<1.5	<1.0																																																																																													
中間階	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)																																																																																													
	<1.5	<1.0	<1.0	<0.6																																																																																													
1階	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)																																																																																													
および地下階	<1.5	<1.0	<1.0	<0.6																																																																																													
●機器の据え付け及び取付	機器の据え付け及び取付は標準仕様書第3編第2章第1節または改修標準仕様書第3編第2章第1節による。																																																																																																
●配管・ダクトの吊りおよび支持	(1) 配管の吊りおよび支持などは、標準仕様書第2編第2章第6節または改修標準仕様書第2編第2章第4節の当該事項によるほか、配管の曲り部およびバルブ類取付箇所には、50cm以内で支持金物をつける。 (2) ダクトの吊りおよび支持などは、標準仕様書第3編第2章第2節または改修標準仕様書第3編第2章第2節による。																																																																																																
○不同沈下対策	建物導入部の変位吸収方法は、標準図(施工4.5 建築物導入部の変位吸収配管要領)による。○フレキシブルジョイント ○ボールジョイント ※スリークッション																																																																																																
○インサートおよびアンカー	新規に作成する基礎・構造体に設備を設置する場合には、あと施工アンカーは使用してはならない。やむを得ず使用する場合は、改修標準仕様書第2編第5章の当該事項による。めねじ形アンカーは使用してはならない。 配管、機器等の天井吊下げ用アンカーには接着系アンカーを使用してはならない。 性能確認試験は監督職員の指示による。 試験方法 ※(社)日本建築業と施工アンカー協会のと施工アンカー基準試験法による 施工後確認試験 ※国土交通省大臣官房官庁営繕部の公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)8章1.2節による。																																																																																																
●アンカーボルトのナット用合成樹脂製キャップ	屋外設置機器のアンカーボルトのナット部分には、合成樹脂製キャップをかぶせる。																																																																																																
●配管材料等	配管材料は標準仕様書第2編第2章第1節および改修標準仕様書第2編第2章第1節によるほか、表-1「配管材料区分」による。																																																																																																
●一般用弁	水道直結部および図面特記部の耐圧はJISまたはJV10K、その他はJISまたはJWSKとする。配管類との接続により、電気腐食を起こす恐れがない材質のものを使用する。																																																																																																
○伸縮管継手	鋼管用伸縮管継手は下記による。 ※ベローズ形 ○スリープ形																																																																																																
○既設配管の再生を行う場合の留意事項	既設配管の再生を行う場合は、改修標準仕様書第2編2.2.11による。																																																																																																
○溶接接合	配管の溶接接合は標準仕様書第2編2.5.16または改修標準仕様書第2編2.3.16による。また配管以外も含めて、溶接部の非破壊検査は下記による。 ※適用しない。 ○適用する(○放射線透過検査 ○浸透探傷検査または磁粉探傷検査)																																																																																																
●既設配管接続部の試験	既設配管を含む部分の試験 ※要(監督職員の指示による)																																																																																																
○土中埋設物の埋戻し	被覆管を土中埋設する場合は、標準仕様書第2編2.7.1.(e)または改修標準仕様書第2編2.5.1.(1)による。その他の管を土中埋設する場合は、山砂等で周囲を埋戻した後、掘削土中の良質土を使用する。																																																																																																
○埋設配管の防食処理	標準仕様書第2編2.7.3または改修標準仕様書第2編2.5.3による。 土中埋設の排水用塩ビリング鋼管は、防食処理を行う。 鋼管、ステンレス管、鉛管および銅管等のコンクリート埋設および貫通部分は、プラスチックテープを1/2重ね1回巻きとする。																																																																																																
年度別	公立大学法人 福井県立大学		年度番号																																																																																														
30	第一分組 第二分組 第三分組 専		M-1/5																																																																																														
30年9月	業																																																																																																
環境システム設計			工事名称																																																																																														
代表取締役 松山 憲雄			永平寺キャンパス 植物培養施設(2連室)更新工事																																																																																														
福井県福井市花堂東2丁目4-1-1			図面名称																																																																																														
			機械設備工事特記仕様書(その1)																																																																																														
			単位																																																																																														
			A1:NON																																																																																														
			A3:NON																																																																																														

共通 適用 項目	○屋外埋設配管	標準仕様書第2編 2.7.1または改修標準仕様書第2編 2.5.1による。 (1) 埋設深度は、次のとおりとする。ただし、寒冷地では凍結深度以上とする。 ※地面直下(舗装がある場合は、舗装下面(路盤))から 300mm以上 ※車両道路(構内車両道路程度) 地面から 600mm以上 ○ 地面から mm以上 (2) 配管下端(管底-100mm)および配管上端(管頂+100mm)に砂地業(山砂類または再生材)を施したあと、根切り土中の良質土で埋戻す。 (3) 管を埋戻す場合は、土被り1500mm程度の深さに埋設表示用アルミテープまたはポリエチレンテープ等を埋設する。ただし、排水管は不要とする。 (4) 曲りおよび分岐部には地中埋設機を打込むこと。	●方式 ○空調機 ○全空気方式(○中央 ○各階ユニット) ○ファンコイル・ダクト併用方式 ●個別方式 ○ファンコイル方式 ●パッケージ方式【●個別式 ○マルチ式】 ○暖房 ○ファンコイル方式(温水) ○輻射暖房方式【○壁パネル式 ○床式】 ○冷房 ○パッケージ方式	○排気フード 排気フードの補強、支持金物、接合剤等は、亜鉛鉄板製ダクトの当該事項によるものとし、材質は下記による。 ※ステンレス鋼板(補強共) ○亜鉛鉄板 排気フード廻りに取付ける幕板は、上記フードと同材質とする。 ※本工事 ○別途工事 グリンスフィルターへの予備 ○要 ※不要	表一「配管材料区分」
	○屋内埋設配管	(1) 給水、ガスおよび消火配管は、土間コンクリート直下の地業部分に配管し、周囲を砂で埋戻す。 (2) 排水管も上記に準じ、配管上部の地業は砂に置き換える。 (3) 配管は原則として、土間コンクリートより吊りボルトにて吊り下げる。吊り間隔は屋内配管に準ずる。	●主要熱源機器 機器 ○吸収冷凍水機 ○チリングユニット ○ボイラー ●空気熱源ヒートポンプユニット ○コージェネレーション装置 ○空冷ヒートポンプ式パッケージ形空調機(○EHP ○GHP ○ ) 燃料 ○灯油 ○A重油 ○LPG ○都市ガス ●電気【○深夜電力】○ベレット	○保温 浴室・厨房(多湿箇所)の外気取入ダクトの保温 ※要 ○不要 外気取入ダクトの保温(空調を行っている室について) ※要 ○不要 全熱交換器までの外気取入ダクトの保温(空調を行っている室について) ※要 ○不要 全熱交換器以降の外気取入ダクトの保温(空調を行っている室について) ○要 ※不要 上記以外で外気取入ダクトに保温を行う室 1室 保温を行う場合の仕様は標準仕様書第2編第3章第1節による。	表一「配管材料区分」
	○保温および塗装	(1) 標準仕様書ロックウール保温材、グラスウール保温材及びポリスチレンフォーム保温材が併記されている箇所は、いずれかを使用する。ただし、給水管については、暗渠内(ピット含む)、屋外露出および浴室、厨房等の多湿箇所につきポリスチレンフォーム保温材とし、排水管については、浴室、厨房等の多湿箇所につきポリスチレンフォーム保温材とする。 (2) 屋外露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 (3) 屋内露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は、原則、合成樹脂製カバー1とする。 (4) 弁・ストレーナなどの金属製カバーおよびタンク類の保温外装材の種別は、次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○アルミニウム板 ○アルミニウム板 (5) 車庫に露出のダクトおよび配管の保温は、機械室による。 (6) 各場所に露出の保温を施さないダクトおよび配管の塗装は以下による。 外壁廻り ※要 ○不要 書庫 ○要 ※不要 屋上階 ○要 ※不要 機械室 ○要 ※不要 車庫 ○要 ※不要 一般居室、廊下 ※要 ○不要 倉庫 ○要 ※不要 (7) 合成樹脂製支持受 ※硬質ウレタンフォームに準ずるもの ○ビーズ法ポリスチレンフォームに準ずるもの	○設計時の温湿度条件 場所 屋外 一般居室 ○ ○ ○ 室 時期 温度(DB) 湿度(RH) 温度(DB) 湿度(RH) 温度(DB) 湿度(RH) 夏期 ℃ % 28 ℃ 50 % 24 ℃ 50 % 冬期 ℃ % 19 ℃ 40 % 22 ℃ 45 %	○排煙対象部分 ○廊下 ○事務室 ○図示 最大面積 m <sup>2</sup> ○ダクトの種別 ○高圧1ダクト ○高圧2ダクト ○ダクトの工法 ※アングルフランジ工法 ○ダクトの材料 ※亜鉛鉄板製 ○普通鋼板製	表一「配管材料区分」
	○給水および配管	(1) 標準仕様書ロックウール保温材、グラスウール保温材及びポリスチレンフォーム保温材が併記されている箇所は、いずれかを使用する。ただし、給水管については、暗渠内(ピット含む)、屋外露出および浴室、厨房等の多湿箇所につきポリスチレンフォーム保温材とし、排水管については、浴室、厨房等の多湿箇所につきポリスチレンフォーム保温材とする。 (2) 屋外露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 (3) 屋内露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は、原則、合成樹脂製カバー1とする。 (4) 弁・ストレーナなどの金属製カバーおよびタンク類の保温外装材の種別は、次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○アルミニウム板 ○アルミニウム板 (5) 車庫に露出のダクトおよび配管の保温は、機械室による。 (6) 各場所に露出の保温を施さないダクトおよび配管の塗装は以下による。 外壁廻り ※要 ○不要 書庫 ○要 ※不要 屋上階 ○要 ※不要 機械室 ○要 ※不要 車庫 ○要 ※不要 一般居室、廊下 ※要 ○不要 倉庫 ○要 ※不要 (7) 合成樹脂製支持受 ※硬質ウレタンフォームに準ずるもの ○ビーズ法ポリスチレンフォームに準ずるもの	○ダクトの種別 ※低圧ダクト ○高圧1ダクト ○高圧2ダクト	○排煙口 (1) 形状 ○スリットフェース形 ○パネル形 ○ダンパー形 (2) 排煙口の開放 ○手動 ○機械式 ○電気式 ○煙感器連動 (3) 復帰装置 ○手元復帰式(○手動式 ○電気式) ○遠方復帰式 (4) ダンパー本体および操作箱との渡り配線は本工事とする。	表一「配管材料区分」
	○排水および配管	(1) 標準仕様書ロックウール保温材、グラスウール保温材及びポリスチレンフォーム保温材が併記されている箇所は、いずれかを使用する。ただし、給水管については、暗渠内(ピット含む)、屋外露出および浴室、厨房等の多湿箇所につきポリスチレンフォーム保温材とし、排水管については、浴室、厨房等の多湿箇所につきポリスチレンフォーム保温材とする。 (2) 屋外露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 (3) 屋内露出配管(冷媒管を除く)の保温外装材は、原則、合成樹脂製カバー1とする。 (4) 弁・ストレーナなどの金属製カバーおよびタンク類の保温外装材の種別は、次による。 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○アルミニウム板 ○アルミニウム板 (5) 車庫に露出のダクトおよび配管の保温は、機械室による。 (6) 各場所に露出の保温を施さないダクトおよび配管の塗装は以下による。 外壁廻り ※要 ○不要 書庫 ○要 ※不要 屋上階 ○要 ※不要 機械室 ○要 ※不要 車庫 ○要 ※不要 一般居室、廊下 ※要 ○不要 倉庫 ○要 ※不要 (7) 合成樹脂製支持受 ※硬質ウレタンフォームに準ずるもの ○ビーズ法ポリスチレンフォームに準ずるもの	○ダクトの工法 ○アングルフランジ工法 ○コーナーボルト工法(○共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法) (ただし、長辺の長さが1,500mm以下の部分)	○保温 床下および暗渠内の保温 ○要(範囲は図時による) ※不要	表一「配管材料区分」
	○吸出口および吸込口ボックス	ボックスの材質について、特記がない場合は亜鉛鉄板製とする。ただし、グラスウール製とする場合はJIS A 4009(空気調和および換気設備用ダクトの構成部材)によるものとし、厚さ0.6mm以上の亜鉛鉄板で補強を施したものとする。 ボックスの吊りは3点支持を標準とし、これによらない場合は監督職員との協議による。	○ダクトの分岐方法 ○割込み工法 ○直付け工法	○取付高さ 洗面器、手洗器の取付高さ(床面より前縁上端まで)は次による。ただし、身体障害者用器具は除く。 洗面器 ※800mm ○750mm 「標準図」による 手洗器 ※800mm ○「標準図」による	表一「配管材料区分」
	○エポキシ樹脂ライニング	エポキシ樹脂コーティングおよびライニングの乾燥方法は次による。 ※加熱乾燥 ○常温乾燥	○ダクトの分岐方法 ○割込み工法 ○直付け工法	○多目的トイレの器具配置 (1) 大便器の紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出ボタンの配置はJIS S0026による。 (2) 洗面器の水栓は自動水栓とする。	表一「配管材料区分」
	○電線類および電線管	電線類および電線管等については標準仕様書第4編第1章第5節による。 電線類は原則としてEM電線およびEMケーブルを使用する。	○給水方式 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○合成樹脂製カバー1 ○保温化粧ケース(○樹脂製○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板製○ステンレス鋼板製) ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○合成樹脂製カバー1 ○保温化粧ケース(○樹脂製○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板製○ステンレス鋼板製)	●給水方式 ●水道直結方式 ○高置タンク方式 ○ポンプ直送方式 ○増圧ポンプ方式 ○飲料水系統の弁類は厚生労働省基準に準じた鉛レスとする。	表一「配管材料区分」
	○ボックス	PF管で配管する場合は、ボックスを使用する。	○給水方式 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○合成樹脂製カバー1 ○保温化粧ケース(○樹脂製○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板製○ステンレス鋼板製)	○弁類 ○水栓柱 ○合成樹脂製(70×70×1300H) ○ステンレス製( ) 特記なき場合、水栓の取付け高さは約600mmとする。	表一「配管材料区分」
	○容量等の表示	機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 但し、電動機出力が0.75kW以上の低圧三相かご形誘導電動機の規格は、JIS C 4213(低圧三相かご形誘導電動機-低圧トランザンモータ)による。	○給水方式 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○合成樹脂製カバー1 ○保温化粧ケース(○樹脂製○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板製○ステンレス鋼板製)	○加入金等 ○要(○本工事 ○別途工事) ○不要 名称:	表一「配管材料区分」
○誘導電動機	電動機出力が0.75kW以上の低圧三相かご形誘導電動機の規格は、JIS C 4213(低圧三相かご形誘導電動機-低圧トランザンモータ)による。	○給水方式 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○合成樹脂製カバー1 ○保温化粧ケース(○樹脂製○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板製○ステンレス鋼板製)	○排水方式 汚水と雑排水 [屋内] ○分流式 ○合流式 汚水・雑排水と雨水 [屋外] ○分流式 ○合流式 ポンプ排水 ○有り(○汚物 ○雑排水 ○汚水 ○浄化槽2次側) ○無し	表一「配管材料区分」	
○スリーブ	柱、梁および耐震壁以外の箇所、開口補強が不要、かつ、スリーブ径が200φ以下の部分にする場合は、紙製板を使用してもよい。その場合は、変形防止の措置を講じ、かつ配管施工前に仮枠を必ず取り除く。	○給水方式 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○合成樹脂製カバー1 ○保温化粧ケース(○樹脂製○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板製○ステンレス鋼板製)	○放流先 (1) 汚水 ○直放流下水管 ○浄化槽 (2) 雑排水 ○直放流下水管 ○浄化槽 ○別用途(建築工事) (3) 雨水ポンプアップ ○直放流下水管 ○雨水側溝(建築工事) ○雨水側溝(建築工事) (4) 湧水ポンプアップ ○直放流下水管 ○雨水側溝(建築工事) ○雨水側溝(建築工事)	表一「配管材料区分」	
○鋼材工事	機器付属金物および配管、ダクトの支持金物は標準仕様書第2編第4章第6節または改修標準仕様書第2編第7章第5節による。	○給水方式 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○合成樹脂製カバー1 ○保温化粧ケース(○樹脂製○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板製○ステンレス鋼板製)	○満水試験継手 ※要(図示箇所を取付ける) ○不要 名称:	表一「配管材料区分」	
○はつりおよび穴開け	はつりおよび穴開けを行う場合は、改修標準仕様書第2編第4章による。	○給水方式 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○合成樹脂製カバー1 ○保温化粧ケース(○樹脂製○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板製○ステンレス鋼板製)	○負担金 ○要(○本工事 ○別途工事) ○不要 名称:	表一「配管材料区分」	
○防煙ダンパーおよび防火防煙ダンパー	復帰方式は ※遠方復帰式(電気式(定格入力DC24V・6A以下)) ○手動復帰式	○給水方式 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○合成樹脂製カバー1 ○保温化粧ケース(○樹脂製○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板製○ステンレス鋼板製)	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	表一「配管材料区分」	
○消音内貼	ダクトおよびチャンパー、消音エルボの内貼り(箇所図示)は次による。 (1) 消音内貼り部分の外部保温は ○要 ※不要 (2) チャンパーの寸法は、外形寸法を示す。 (但し、ダクトおよび消音エルボは、内形寸法を示す。) (3) 空気調和機に取付けるサブライチャンパー、レタンチャンパーおよびダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、内貼り仕様または断熱戸の点検口を設ける。	○給水方式 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○合成樹脂製カバー1 ○保温化粧ケース(○樹脂製○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板製○ステンレス鋼板製)	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	表一「配管材料区分」	
○防火区画貫通部等の処理	(1) 標準仕様書第2編 2.8.1(a)または改修標準仕様書第2編 2.6.1(a)による。 (2) 大臣認定を受けた工法で施工する場合は、認定書の写しを提出し、監督職員の承認を受けるとともに、認定工法の表示を行う。	○給水方式 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○合成樹脂製カバー1 ○保温化粧ケース(○樹脂製○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板製○ステンレス鋼板製)	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	表一「配管材料区分」	
○取付枠	防火区画部に取付ける取出口、吸込口等で取付枠を必要とするものは鋼枠を使用する。	○給水方式 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○合成樹脂製カバー1 ○保温化粧ケース(○樹脂製○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板製○ステンレス鋼板製)	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	表一「配管材料区分」	
○防火区画	○平面図 ○図示 ○	○給水方式 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○合成樹脂製カバー1 ○保温化粧ケース(○樹脂製○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板製○ステンレス鋼板製)	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	表一「配管材料区分」	
○掲示板	機械室に操作順序、注意事項、連絡先および系統図などを記入した掲示板を設ける。	○給水方式 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○合成樹脂製カバー1 ○保温化粧ケース(○樹脂製○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板製○ステンレス鋼板製)	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	表一「配管材料区分」	
○他工事との取り合い	図面に特記なき場合は、表-2「工事区分表」によるほか、機器の設置位置等取り合いの検討できる施工図を提出して、監督職員の承認を受ける。	○給水方式 ○ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○合成樹脂製カバー1 ○保温化粧ケース(○樹脂製○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板製○ステンレス鋼板製)	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	表一「配管材料区分」	
●総合調整	下記の項目について調整する。 ○空調機と設備 ○風量調整(測定共) ○水量調整(測定共) ○室内外空気の温湿度測定 ○室内気流およびじんあいの測定 ○騒音の測定(屋内外、敷地境界共) ○停電・復電動作確認 ○換気設備 ○風量調整(測定共) ○室内気流およびじんあいの測定 ○騒音の測定(屋内外、敷地境界共) ○停電・復電動作確認 ○排煙設備 ○風量調整(測定共) ○騒音の測定(屋内外、敷地境界共) ○給水設備 ○飲料水の水质の測定 ※厚生労働大臣告示119号 第二の一の(4)による ○標準仕様書による ○雑用水の水质の測定 ※建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第四条の二による	○温度計 温度計は(※工業用バイメタル式温度計 ○ガラス製棒状温度計 ○ ) とし、取付部は下記による。 ○冷凍機の冷水管(送り、返り)および冷却水管(送り、返り) ○直だし吸収冷凍水機の冷水管(送り、返り)および冷却水管(送り、返り) ○ボイラーの温水管(返り) ○空気調和機の冷水管(送り、返り)および三方弁装置後の冷水管(返り) ○熱交換器の温水管(送り、返り) ○冷水水ヘッダー(往)および冷水水ヘッダーの各返り管 ○空気調和機(パッケージ形を含む)のサブライチャンパー、レタンダクト、外気取入れダクトおよびレタンチャンパー	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	表一「配管材料区分」	
○鋼板製煙道	厚さ ○3.2mm ○4.5mm	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	表一「配管材料区分」	
○ばい煙濃度計	○設けない ○設ける(電源はボイラー制御盤より取出し、配管配線共本工事を含む) ※ファン付き ○ファンなし	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	表一「配管材料区分」	
○ばいじん量測定口	煙道の直線部に80φ以上のフランジ付きの検査口を設ける。	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	表一「配管材料区分」	
○空調用ドレン管	空調用ドレン管は通水試験を行う。	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	表一「配管材料区分」	
○ダクトの種別	※低圧ダクト ○高圧1ダクト ○高圧2ダクト	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	表一「配管材料区分」	
○ダクトの工法	○アングルフランジ工法 ○コーナーボルト工法(○共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法) (ただし、長辺の長さが1,500mm以下の部分)	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	表一「配管材料区分」	
○ダクトの分岐方法	給気用ダクト ○割込み方式 ○直付け方式 排気用ダクト ○割込み方式 ○直付け方式	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	表一「配管材料区分」	
○厨房排気ダクトの板厚	厨房排気ダクトは亜鉛鉄板製とし、板厚は次による。 ダクトの長辺 板厚 450mm以下 0.6mm 450mmを超え1200mm以下 0.8mm 1200mmを超え1800mm以下 1.0mm 1800mmを超えるもの 1.2mm	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	表一「配管材料区分」	
○排気ダクトのシール	標準仕様書第3編 2.2.1(f)によるものとし、施工箇所は下記とする。 ○厨房系統 ○浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	表一「配管材料区分」	
○消音ボックス付送風機	標準仕様書第3編 1.11.3の当該事項による。	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	○給湯方式 ○中央式 ○局所式 ○保温 (1) 膨張管・補給水管の保温は温水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気筒の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5の表2.3.5による。	表一「配管材料区分」	

表-2 「工事区分表」

設備機器基礎	工事内容	建築	電気	機械
屋内基礎	●		●	●
	●			
屋外基礎	●		●	●
	●			
架台、アンカーボルト	●		●	●
	●			
特記した基礎	●			
	●			
S・SRC造梁の貫通部	補強	●		
	スリーブ	●		
RC造梁・床・壁の貫通部	補強	●		
	スリーブ	●	●	●
軽鉄骨下地天井・壁の開口部	枠付	●		
	補強	●		
貫通部・開口部の穴埋め補修	貫通部	●	●	●
	貫通部・開口部の垂出し	●	●	●
床、天井点検口	●			
	●			
防油堤	●			
	●			
外部取付ガラリ	●			
	●			
雨水排水	●			
	●			
汚水、雑排水	●			
	●			
電気配管配線	●			
	●			
その他	●			
	●			

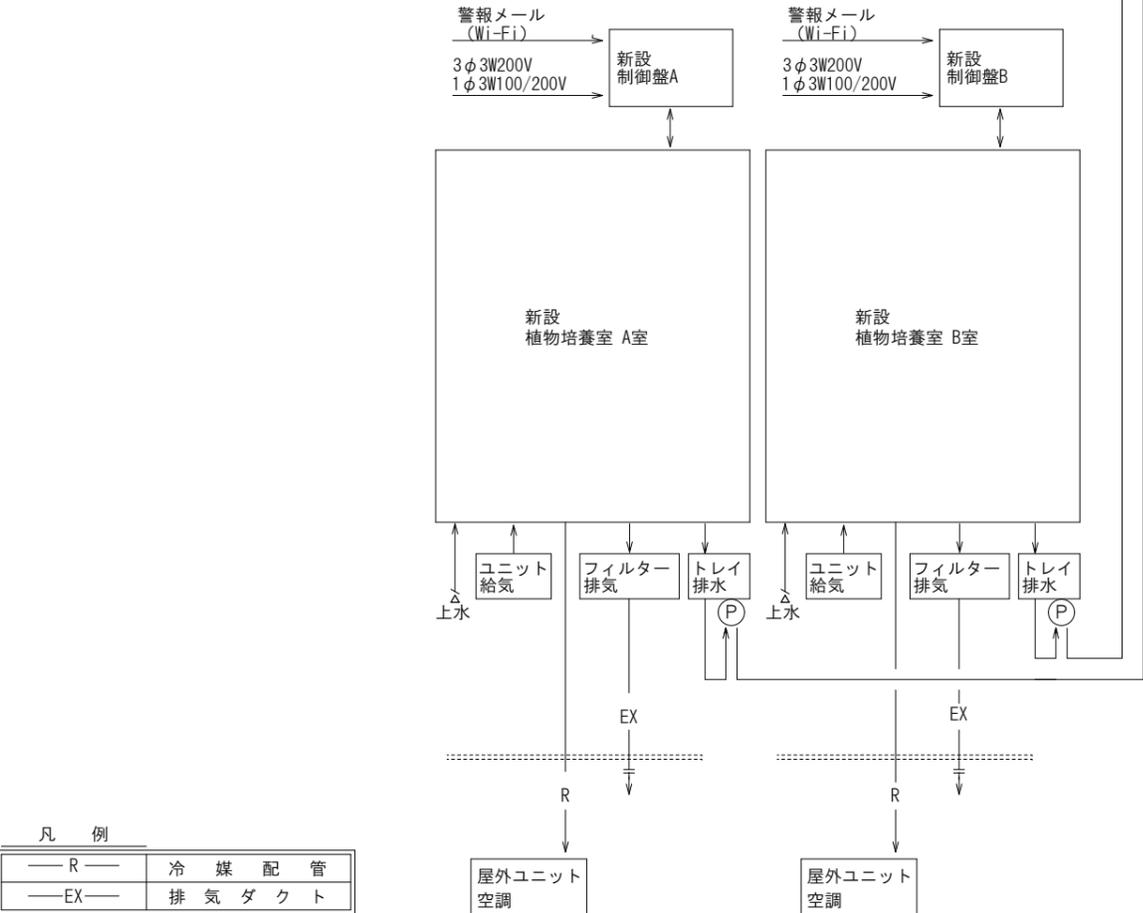
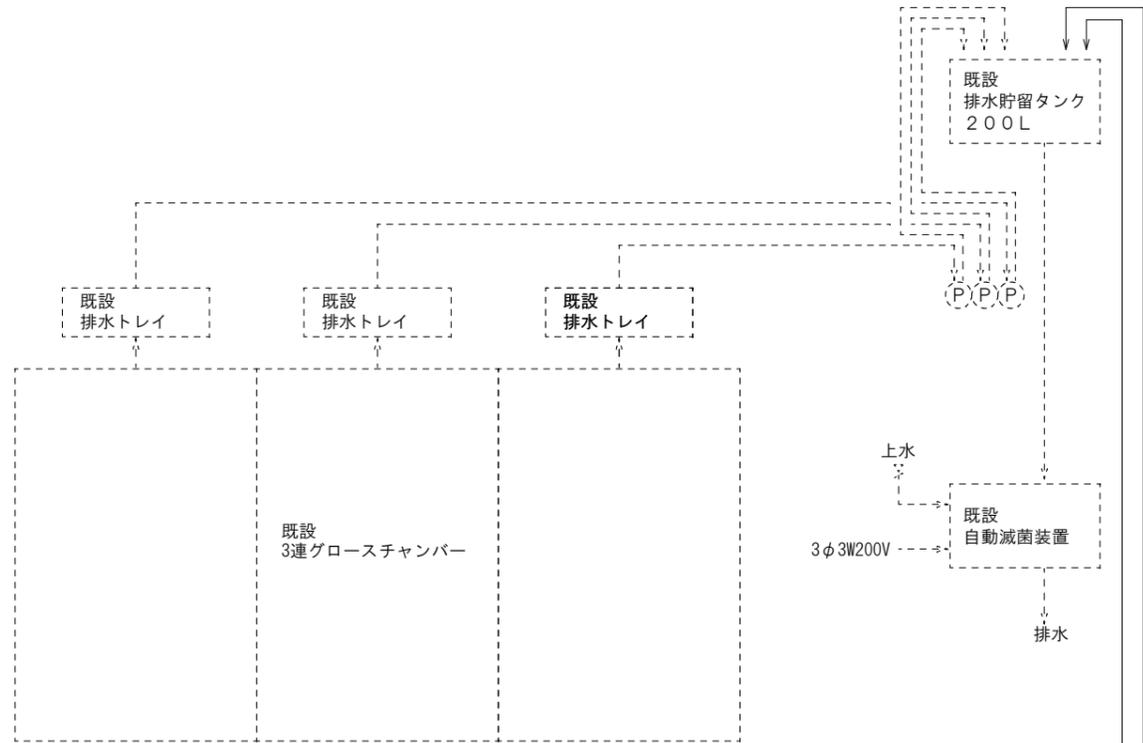
打合先	打合事項	担当部署	担当者名	打合年月日
消防署関係	設計書記載のとおり			
建築主事	〃			
公署関係	〃			
上水関係	〃			
下水関係	〃			
ガス関係	〃			



P1P 植物育成設備仕様

仕様		仕様	
1	基本性能		
1. 性能保証範囲	周囲温度 +5℃～+32℃ 無試料、無負荷における性能とする。	6	装備
2. 温度制御範囲	照点灯時 +15℃～+35℃ 照点消灯時 +15℃～+35℃ (プログラム制御) 温度制御精度±1.0℃以内	1. 室内照明	2灯×2室
3. 照度	最大照度 10,000Lx以上 ランプ下100mmの平均照度とする。	2. 室内コンセント	防水型 AC100V 15A 2P+E 1個×2室
4. 送風方式	両側面パンチング吹出し、天井面上部吸込み	3. 室内給水栓	1個×2室
2	試験室	4. 遠隔監視データロガー	温度・湿度・警報等データを既存のLAN、遠隔監視システムに組み込む事。
1. 組立方式	断熱パネル組立方式	7	保安装置
2. 断熱パネル	断熱材 硬質ウレタンフォーム パネル厚 t 44mm	1. 漏電遮断機	
3. 扉	片開き断熱扉 観測窓 遮光扉付	2. 温度過昇・過冷防止器	
3	空調設備	3. 高圧圧力開閉器	
1. 方式	ヒーター組込式ユニットクーラー	4. 配線用遮断器	
2. 送風機	有圧換気扇 AC200V 3φ 0.05W 2台	5. サーキットプロテクター	
3. 加熱器	フィンヒーター AC200V 3φ 6kW 1台	6. 警報メール送信機	Wi-Fi 対応機
4. 冷却器	プレートフィンクーラー 1台	7. 警報信号	既設リモート盤に配線接続し、エネルギーセンターに発信
5. 冷凍機	屋外空冷一体型DCインバータ冷凍機 1台 圧縮機 AC200V 3φ 2.2kW 使用冷媒 R404A	8	閉鎖系仕様 (P1P仕様)
4	栽培棚	1. 除圧構造	密閉構造及び給気・排気ファンユニットによる除圧調整 自然給気方式 給気グリル・MD共 強制排気方式 中間ダクトファンユニット (HEPAフィルター仕様) VD、MD共 差圧計 1式×2室
1. 構造	エレクターシェルフ (SUS製) 4段/台 固定式 3台×2室 将来追加用に1室当り3台分の電気回路を組み込むこと。		
2. 光源	植物育成用LED 4灯/段		
5	計装制御機器		
1. 制御盤	構造 冷間圧延鋼板 (オフホワイト)		
2. 搭載機器	受電灯、積算電力計、タッチパネル、積算時間計、温度過昇・過冷防止器、個別ランプ切り替えスイッチ、換気切換えスイッチ		
3. プログラム機能	専用プログラムコントローラー 操作方式 タッチパネル式 時間管理 実時間方式 ステップ数 24ステップ プログラム数 8プログラム		
4. 温度センサー	白金測温抵抗体 Pt100Ω		
5. 湿度センサー	静電容量式高分子センサー 出力 DC1~5V/0~100%RH		

※メーカー仕様基準による責任施工とする。







共通 項目	●電線管・露出配管	(1) 電線管表示(19)(25)~(75)で特記なき場合は、おなじし電線管とする。 (2) 梁の中に配管する場合は、主筋に近接して沿わせない。また、梁面より100mm以上の間隔をあけてふ設する。 (3) 最上階天井スラブ(屋上スラブ)には、原則として埋込配管を行わない。 (4) 埋込配管は、(PF22)以下、(E31)以下とし、スラブ厚の1/4を超える外径の配管は埋込まない。 (5) PF管を使用する場合は、管相互との離隔および平行する配筋との離隔は30mm以上とする。 (6) 分電盤、端子盤の2次側配線が配線が10本以上集中する場所は、第1ボックスまで鋼製電線管で施工する。 (7) 屋外の露出配管は以下による。(図面特記のあるものを除く。) ※厚鋼電線管に溶融亜鉛めっき(亜鉛付着量300g/m2以上)を施したものとし、指定色塗装を行う。 ○鋼製電線管に指定色塗装を行う。 (8) 屋内の露出配管(設備関係以外) E管 塗装を行う	●工事範囲 ○照明制御装置 ○多量伝送制御システム ●LED制御装置および蛍光灯安定器の種類	●配管 ●配線 ●機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 照明制御装置の各センサーの設定は、監督職員の指示による。 ○センサー設定器を(個)附属すること。 多量伝送制御システムの設定は、監督職員の指示による。 ○システム設定器を(個)附属すること。 LED制御装置および蛍光灯安定器の種類・電圧は、JIS L5004-2015「公共施設用照明器具」(以下、「JIS L」)に指定のあるもの、図面特記のあるものを除き下記による。 <table border="1"> <tr> <th>器具の種類</th> <th>安定器等の種類</th> <th>電圧(V)</th> </tr> <tr> <td>LED灯</td> <td>LSR1, LSR2, LSR3, LPJ1</td> <td>LJ ○100 ○200</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>LN</td> <td>○100 ●200</td> </tr> <tr> <td>直管形蛍光灯</td> <td>FHF16形, FHF32形</td> <td>PH ○100 ○200</td> </tr> <tr> <td>避難口誘導灯・通路誘導灯</td> <td>LN</td> <td>100</td> </tr> </table> LED灯および蛍光灯はユニバーサル電圧(100~242V等)対応品でもよい。 ●LED照明器具の規格 LED照明器具の定格消費電力等の規定が標準図とJIS Lで異なる場合、JIS Lの規定を準用する。 ORPまたはMP形照明器具 ○フロアコンセント	器具の種類	安定器等の種類	電圧(V)	LED灯	LSR1, LSR2, LSR3, LPJ1	LJ ○100 ○200	上記以外	LN	○100 ●200	直管形蛍光灯	FHF16形, FHF32形	PH ○100 ○200	避難口誘導灯・通路誘導灯	LN	100	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 ○増幅器 ○自動放送はアッテネーターを經由した回路とする。 ○スピーカ 特記なきスピーカは、(※SC6H1-1V3-M ○)とする。 ○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 ○工事種別 ○音声誘導装置 ○インターホン ○トイレ等呼出装置 ○受付呼出装置 ○テレビインターホン 観機に子機カメラ角度調整機能(土下)を設ける。 ○トイレ等呼出装置 フルスイッチのひも長さは0.2m程度とする。 振りボタンのコードの長さは1.2m程度とする。 ○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 ○境界強度測定 測定チャンネルは、監督職員と協議する。 ○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 ○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 ○工事種類 ○機械警備用配管 ○防犯装置 ○入室管理制御装置 ○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 ○工事種類 ○自動火災報知装置 ○自動閉鎖装置 ○非常警報装置 ○ガス漏れ火災警報装置 ○消火ポンプの始動 ※閉弁開放(易操作性1号消火栓及び2号消火栓) ○消火栓箱内押ボタン(1号消火栓) ○発信機と連動(総合盤に始動表示灯を設ける。) ○単独 ○火報受信機等と一体 ○ダンパ等(全数)後燃用の予備電源容量をもつこと。 ○自動閉鎖装置 ○防火用(DC24V 0.6A以下 電磁式またはラッチ式) ○防煙ダンパ(別途工事 瞬時通電または電動式DC24V 0.6A以下、遠方復帰機構(電動式)DC24V 0.7A以下) ○防煙シャッター(別途工事 DC24V 0.6A以下 警報連動付) ○ガス漏れ火災警報装置 ガスの種類 ※液化石油ガス ○都市ガス( ) 受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。 ○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 ○監視方式 ○警報盤 ○監視形監視制御装置 ○監視制御装置 ○蓄電池容量 ※標準仕様書による ○30分間以上 ○48時間以上 ○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 ○区分閉閉器 外箱 ※ステンレス鋼板製 ○鋼板製 構造 ○耐中塩じん用 ○耐重塩じん用(耐塩じんの汚損特性 0.2mg/cm2) 内蔵機器 ○避雷器 ○制御電源用変圧器 SOC制御装置 ※屋外形(ステンレス鋼板取納箱・壁付) ○屋内用埋込形 ○マンホール 構造、寸法は(※標準図 ○図示)による。 蓋の用途表示は(※電力 ○)とする。 ハンドホールにおいてもケーブル支持材を設ける。 ○余長 高圧ケーブルは受変電設備までの配線経路中、1箇所以上で3m程度の余長を見込むこと。 ○がたい、高圧ケーブル 端末処理 ○避雷器 ○屋外形 ○耐塩形 ○装柱材 ○一般用 ○耐塩用 ○屋外灯 基礎 ※本工事 ○別途工事 ※外灯ボールの材質が鋼製(SPC)の場合はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZ35を施し、指定色塗装とする。 ○無明用ポールに配線用遮断器(引外し装置無し)またはカットアウトスイッチ(素通しヒューズ)を設ける。 ○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 ○マンホール 構造、寸法は(※標準図 ○図示)による。 蓋の用途表示は(※通信 ○)とする。	監新設備 誘導支援設備 テレビ共用設備 電力共用設備 防犯監視カメラ 中製監視設備 構内配電線路											
	器具の種類	安定器等の種類	電圧(V)																													
	LED灯	LSR1, LSR2, LSR3, LPJ1	LJ ○100 ○200																													
	上記以外	LN	○100 ●200																													
	直管形蛍光灯	FHF16形, FHF32形	PH ○100 ○200																													
	避難口誘導灯・通路誘導灯	LN	100																													
	●電線本数・管路等	(1) 電線の収容本数は内線規程による。 (2) 分電盤2次側以降の配線、制御盤、端子盤等の制御用配線および各通信機器間の配線(幹線部分を除く)において、配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は設備機器の機能を充分満足するよう施工する。 (3) 1区間の配線の恒長が30m以上の場合、施工に必要な場合には、ジャンクションボックスを設ける。 (4) 埋設用予備配管の管端は外壁面から10cm程度内側に止め、キャップ等を使用して雨水の進入を防止する。 (5) 機械室等の床配管は図面上PF管等で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。 (6) 分電盤、制御盤、端子盤等の2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管路等は監督職員の承諾を受けて変更することができる。 ●位置ボックス等 (1) 天井隠ぺいの位置ボックスは、ケーブル配線で端末となる所には設けなくてよい。 (2) 結露するおそれのある外壁に埋込場合は、結露防止断熱カバーを取付ける。 (3) 盤類取付ボルトは必要以上に壁内に入らないようにする。また、耐震壁および外壁には壁を埋込まない。 (4) PF管で配管する場合は、合成樹脂製ボックスを使用する。 (耐火間仕切壁(軽鉄骨下地)内の場合は図面特記による) ○予備配管 (1) 分電盤の予備の配線用遮断器が4個以下の場合(25)を1本、5個以上の場合(25)を2本天井内まで立上げる。 (2) 端子盤の立上がり予備配管は、50Pを超えるものについては、50P毎に(25)を1本天井内まで立上げる。 (3) ケーブルラックの防火区画貫通部に、(51)を1本以上設ける。 ○フラッシュプレート ※金属製(ステンレス、新金属も含む) ○樹脂製 ○フロアプレート 水平高低調整式(空転防止付リング付、Oフロア一部分を除く) ※鉛製 ○アルミ製 ●機器取付高さ 図面に特記なき場合は、表-1「機器標準取付高さ」による。 ●図寸寸法 盤その他機器類について図示した寸法は参考値とする。 ○地中埋設管 (1) 埋設深度は、次のとおりとする。 ※地表面(舗装がある場合は、舗装下面(路盤))から 300mm以上 ○引込管・高圧線路・車庫通路等 地表面から 600mm以上 (2) 管径は200mm以下とする。 (3) 配管下端(管底-100mm)および配管上端(管頂+100mm)に砂地盤(山砂類または再生材)を施したあと、機切り土の中の良質土で埋戻す。 (4) 埋設表示 標識シート(中間) ※高圧 ※低圧 ※データ回線等 埋設機 ※高圧 ○低圧 ○データ回線等	●分電盤等 (1) 本工事の分電盤、O A盤、実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器および漏電遮断器の寸法は、JIS C 8201-2「低圧閉鎖装置および制御装置-第2-1部:回路遮断器(配線用遮断器およびその他の遮断器)」, 同付属書 J「電灯分電盤用協約形回路遮断器」、JIS C 8201-2-2「低圧閉鎖装置および制御装置-第2-2部:漏電遮断器」、同付属書 J「電灯分電盤用協約形漏電遮断器」による。 (2) 特記なき場合、分岐に用いる2種の配線用遮断器および漏電遮断器は、1種サイズのものとする。 (3) SPD分離器(配線用遮断器)は警報接点付きとする。 (4) SPD分離器は、監督職員の承諾を受けて、SPD内蔵とすることができる。 (5) O A盤の端子盤部に(※通気口 ○冷却用ファン)を設ける。 ●工事範囲 ●配管 ●配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 ○制御盤 (1) 単位装置の電流計は負荷端子の手前に接続する。(インバータ回路を除く) (2) 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 (3) インバータ発熱対策用冷却装置を扉面に付けた場合、閉扉時に冷却装置を停止させる。 (4) インバータ発熱対策用冷却装置の故障を、単位装置の故障に含める。 ○インターロック 自動火災報知設備の受信機、運動制御器およびガス漏れ火災警報受信機と連動して、空調機を停止させる。 ○インバータ装置の規約効率 可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の値以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>電動機出力(kW)</th> <th>0.40</th> <th>1.5</th> <th>2.2</th> <th>3.7</th> <th>5.5</th> <th>7.5</th> <th>11</th> <th>15</th> <th>18.5</th> <th>22</th> <th>30</th> <th>37</th> <th>45</th> </tr> <tr> <th>規約効率(%)</th> <td>86.0</td> <td>88.5</td> <td>92.0</td> <td>93.0</td> <td>94.0</td> <td>94.0</td> <td>94.0</td> <td>94.0</td> <td>94.0</td> <td>95.0</td> <td>95.0</td> <td>95.0</td> <td>95.0</td> </tr> </table> 備考1 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」より算出した値とする。 2 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、1P4、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	電動機出力(kW)	0.40	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45	規約効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.0	94.0	94.0	95.0	95.0	95.0	95.0	電力貯蔵設備 構内交換設備 設備表示 映像設備
	電動機出力(kW)	0.40	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45																		
	規約効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.0	94.0	94.0	95.0	95.0	95.0	95.0																		
	●埋設工事	図面に特記がない場合、機器および盤類は製造者の標準仕様とする。 表-3「工事区分表」によるほか、機器の設置位置等取り合いの検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。 ●総合調整 関連工事と連携し総合調整を行う。停電・復電時の動作確認を行う。	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 ○工事種類 ○直流電源装置 ○交流無停電電源装置(UPS) ○その他 ○連続電源装置の過放電防止保護装置(直流不足電圧継電器)の設定電圧は、90Vとする。 ○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 ○工事種類 ○ディーゼル発電装置 ○ガスエンジン発電装置 ○ガスタービン発電装置 ○太陽光発電装置 ○太陽光発電装置 架台の材質が鋼材の場合は、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」による(※HDZ35-○HDZ45 ○HDZ55)以上の溶融亜鉛めっきを施したものと同等以上の耐食性を有するものとする。 ○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 ○工事種類 ○交換装置 ○ボタン電話装置 ○フロアコンセント ○外部固定形 ○内部固定形 ○回転形または上下動形 ○保安器用接地 ※本工事 ○別途工事 ○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付 ○工事種類 ○マルチサイン装置 ○再表示設備 ○時刻表示設備 ○子時計 特記なき子時計は、SWA30-GPB2とする。 ○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	構内通信設備 構内交換設備 設備表示 映像設備																												

名称	測点	取付高(mm)	名称	測点	取付高(mm)
取用計器	地上~窓中心	1,800~2,000	時計	床上~中心	1,500
引込閉閉器	地上~中心	1,800~2,000	時計	床上~中心	1,500(上端1,900以下)
分電盤	床上~中心	1,500(上端1,900以下)	子時計	床上~中心	天井高×0.9
スイッチ	床上~中心	1,300	壁掛形スピーカ	床上~中心	天井高×0.9
人感センサ操作スイッチ	床上~中心	1,800~2,000	壁付アッテネータ	床上~中心	1,300
コンセント(一般)	床上~中心	300	表示機	床上~中心	天井高×0.9
”(和室)	床上~中心	150	壁付発信機	床上~中心	1,300
”(台所)	台上~中心	150~200	ベル・ブザー・チャイム	床上~中心	2,300
”(土間)	床上~中心	800~1,300	壁付押しボタン(一般)	床上~中心	1,300
”(車椅子用)	床上~中心	900	外部受付インターホン(子機)	標準図による	
ブラケット(一般)	床上~中心	2,100~2,300	壁付インターホン(上記以外)	床上~中心	1,300
”(踊場)	床上~中心	2,000~2,500	壁付アウトレット(一般)	床上~中心	300
”(鏡上)	鏡上端~中心	150	”(和室)	床上~中心	150
			壁付押しボタン(多目的トイレ)	床上~中心	900
壁掛形制御盤	床上~中心	1,500(上端1,900以下)	機器収容箱	天井下~上端	200
力開閉器箱	床上~中心	1,500	テレビ端子(一般)	床上~中心	300
操作スイッチ	床上~下端	300	”(和室)	床上~中心	150
端子盤(室内)	天井下~上端	200	受信機・副受信機	床上~中心	800~1,500
集合保安器箱	天井下~上端	200	機器収容箱	床上~中心	800~1,500
壁付アウトレット(一般)	床上~中心	300	発信機	床上~中心	800~1,500
”(踊場)	床上~中心	150	表示灯	床上~中心	2,300
			液化石油ガス用検知機	床上~上端	300

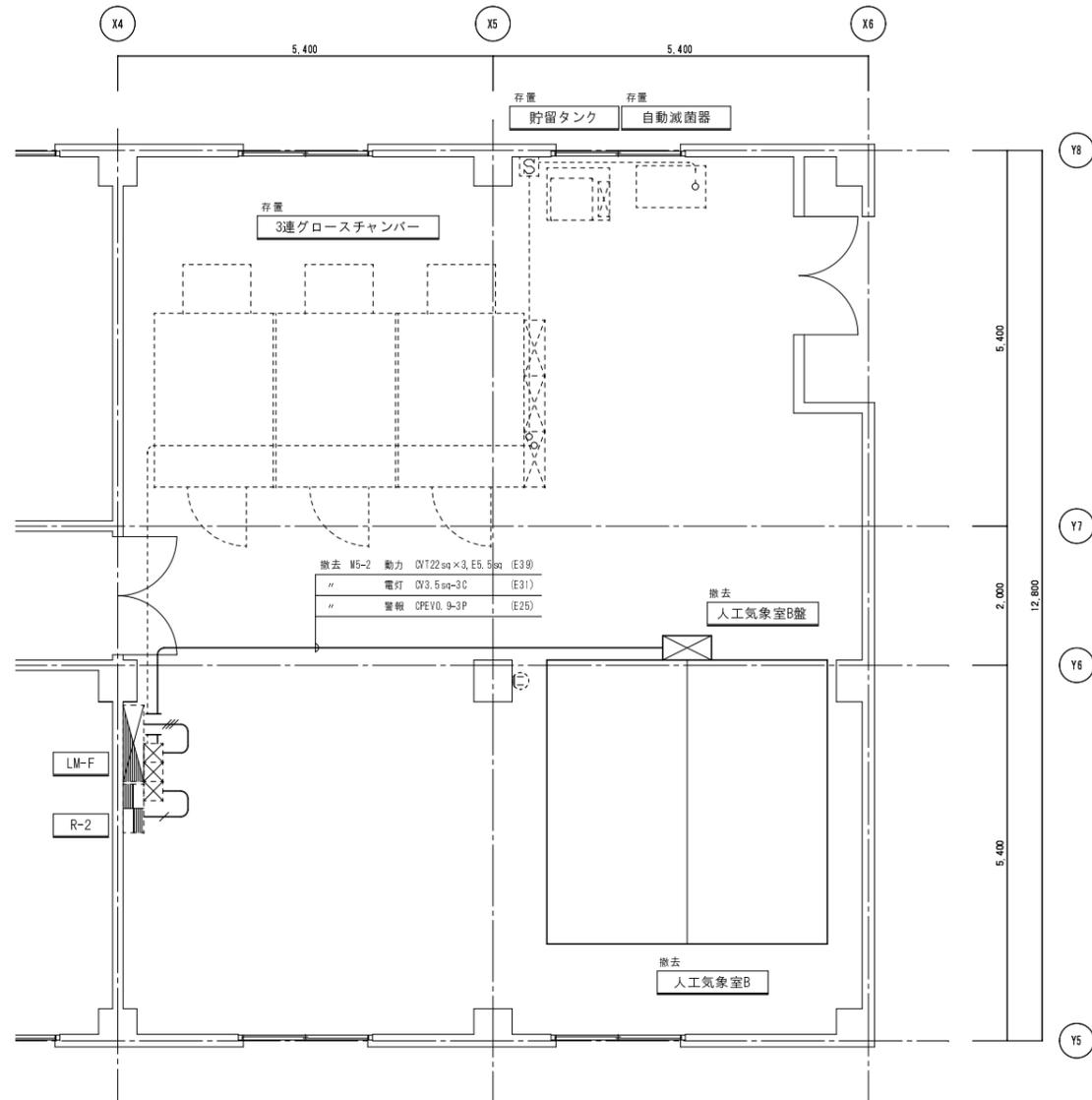
注、天井高3,000mm以上の場合および機器の使用に支障がある場合は、監督職員と協議する。

接地の種類	記号	接地抵抗	接地極の規格・数量
○共同接地	E <sub>A,B,C,D</sub>	Ω以下	E P-0.9 X
○共同接地	E <sub>A,C,D</sub>	Ω以下	E P-0.9 X
○A種接地	E <sub>A</sub>	10 Ω以下	E P-0.9 X
○B種接地	E <sub>B</sub>	Ω以下	E B D=14, L=1500またはW=40, L=1200) × 3 連一組
○C種接地	E <sub>C</sub>	10 Ω以下	E B D=14, L=1500またはW=40, L=1200) × 3 連一組
○D種接地	E <sub>D</sub>	10 Ω以下	E B D=10, L=1000またはW=30, L=900) × 1
○D種接地	E <sub>D</sub>	Ω以下	E B D=14, L=1500またはW=40, L=1200) × 3 連一組
○高圧避雷器	E <sub>H</sub>	10 Ω以下	E B D=14, L=1500またはW=40, L=1200) × 3 連一組
○低圧避雷器	E <sub>L</sub>	10 Ω以下	E B D=14, L=1500またはW=40, L=1200) × 3 連一組
○雷保護設備	E <sub>LH</sub>	10 Ω以下	○E P-0.6 × 2 ○E B D=14, L=1500またはW=40, L=1200) × 2 連一組
○交換機用	E <sub>s</sub>	Ω以下	E B D=14, L=1500またはW=40, L=1200) × 3 連一組
○通信用	E <sub>At</sub>	10 Ω以下	E B D=14, L=1500またはW=40, L=1200) × 3 連一組
○通信用	E <sub>o</sub> およびE <sub>oa</sub>	10 Ω以下	E B D=10, L=1000またはW=30, L=900) × 1
○測定用	E <sub>o</sub>	Ω以下	E B D=10, L=1000またはW=30, L=1200) × 1

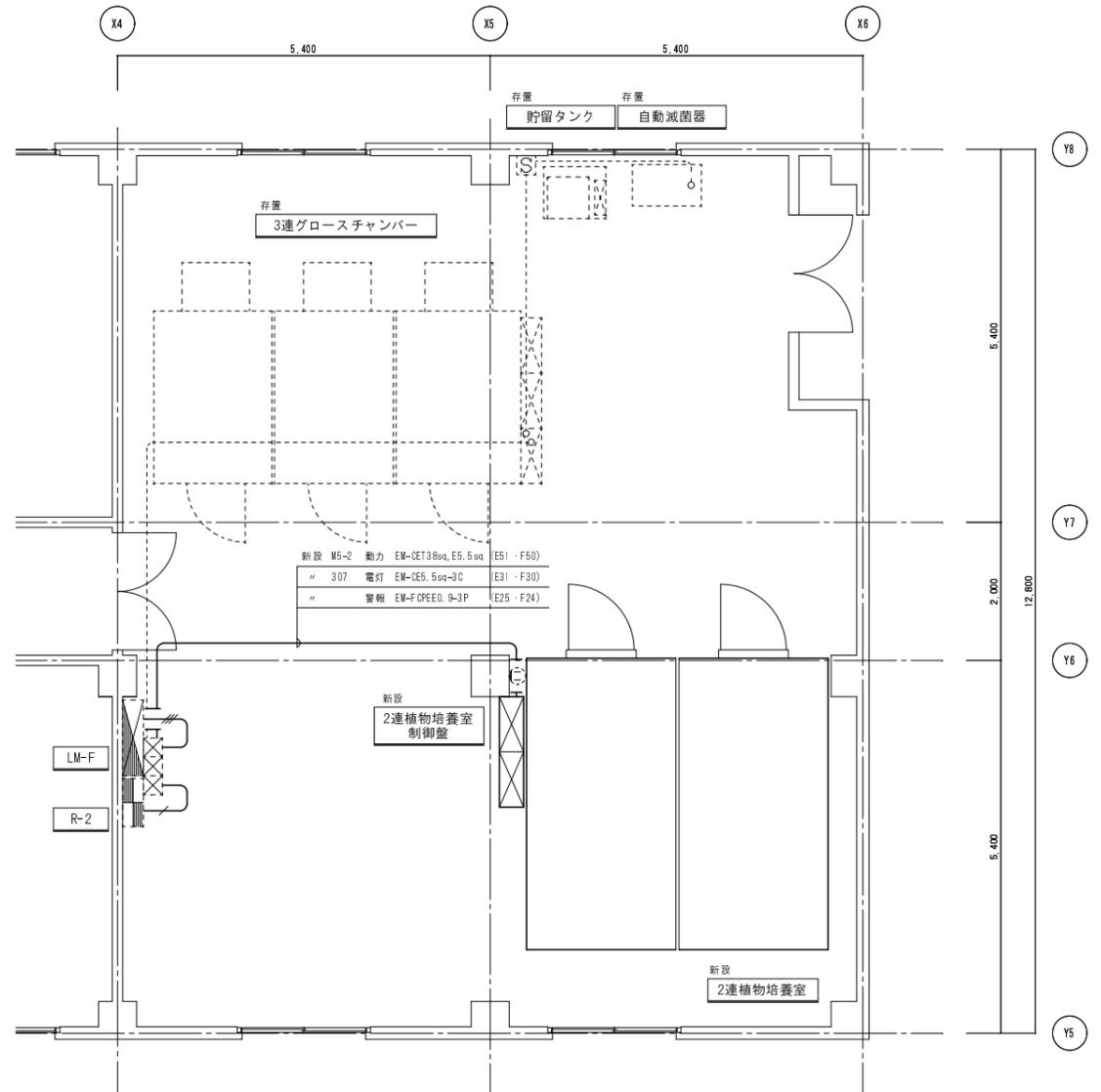
設備	工事内容	建築	電気	機械
設備機器基礎	屋内基礎		●	●
	屋上基礎	●	●	●
設備開口部	屋外基礎	●	●	●
	架台、アンカーボルト	●	●	●
設備開口部	特記した基礎	●	●	●
	S・SRC造梁の貫通部	補強	●	●
設備開口部	スリーブ	●	●	●
	R3造梁・床・壁の貫通部	補強	●	●
設備開口部	スリーブ	●	●	●
	型枠	●	●	●
設備開口部	軽量鉄骨下地天井・壁の開口部	補強	●	●
	補強を要する切込み	●	●	●
設備開口部	補強を要しない切込み	●	●	●
	貫通部・開口部の穴埋め補修	●	●	●
設備開口部	貫通部・開口部の亜出し	●	●	●
	床、天井点検口	●	●	●
設備開口部	防油堤	●	●	●
	オイルサービスタンクの防油堤	●	●	●
設備開口部	外部取付ガリ	ダクト、チャンパの接続用フランジ含む	●	●
	雨水排水	配管、柵、蓋	●	●
設備開口部	汚水、雑排水	配管、柵、蓋	●	●
	別途機器等へ直接接続する配管配線	●	●	●
電気配管配線	別途機器付属の制御盤以降の配管配線(接地共)	●	●	●
	別途機器付属の制御盤への電源供給配管配線	●	●	●
電気配管配線	別途機器と専用操作スイッチの渡り配管配線	●	●	●
	パッケージ形空調機と2次側配管配線(接地共)	●	●	●

打合先	打合事項	担当部署	担当者名	打合年月日
消防署関係	設計書記載のとおり			
建築主事	〃			
公署関係	〃			
電力関係	〃			
電話関係	〃			





動植物棟 平面図 (現況)



動植物棟 平面図 (現況)

注記

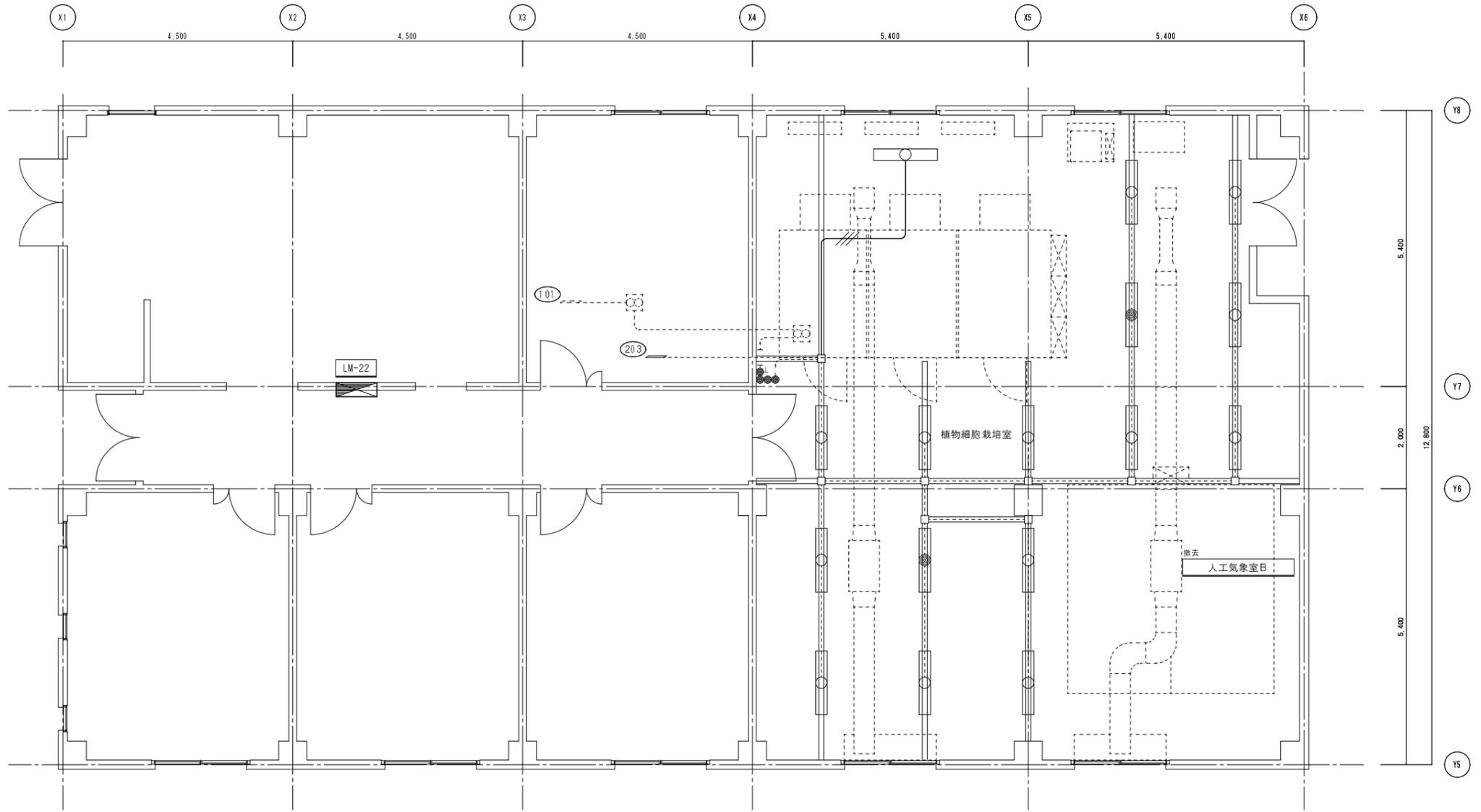
1. 図中、特記なき配管・配線は下記による。  
 // CV 3.5sq-3C 配管部 (E31)  
 CV T22sq, E5.5sq # (E39)  
 CP EV 0.9-3P # (E25)  
 --- 撤去配線を示す。  
 - - - - - 存置配管配線及び存置機器類を示す。
2. 撤去・改修工事において、改修に關りの無い部分については現状の機能を
3. 撤去・改修工事において、改修に關りの無い部分については現状の機能を損なわないよう十分に注意して施工を行うこと。
4. 既設回路を十分調査の上、施工のこと。
5. 既設回路を十分調査の上、施工のこと。
6. 既設回路を十分調査の上、施工のこと。
7. 図面に記載無くても施工に伴う必要な工事は全て本工事に含む。

凡 別	記 号	名 称・規 格	備 考
⊗		既設分電盤	(存置)
⊗		既設リモート盤	(存置)
⊗		既設コンセント	(存置)
⊗		既設プルボックス	(存置)

注記

1. 図中、特記なき配管・配線は下記による。  
 // EM-CE5.5sq-3C 配管部 (E31)  
 EM-CET38sq, E5.5sq # (E51)  
 EM-FCP EE 0.9-3P # (E25)  
 --- 新設配管を示す。  
 - - - - - 存置配管配線及び存置機器類を示す。
2. F管はビニル被覆付とする。
3. 既設配管が利用可能な場合は利用のこと。
4. 2連植物培養室及び2連植物培養室制御盤は参考寸法・参考位置を示す。
5. 撤去・改修工事において、改修に關りの無い部分については現状の機能を損なわないよう十分に注意して施工を行うこと。
6. 既設回路を十分調査の上、施工のこと。
7. 図面に記載無くても施工に伴う必要な工事は全て本工事に含む。

凡 別	記 号	名 称・規 格	備 考
⊗		既設分電盤	(存置)
⊗		既設リモート盤	(存置)
⊗		既設コンセント	(存置)
⊗		既設プルボックス	(存置)



動物棟 平面図（更新後）

凡例

記号	名称・規格
■	既設電灯動力分電盤 盤表参照
○	撤去照明器具
□	撤去非常用照明器具（常時・非常時点灯型）
●	既設スイッチ
□	既設換気扇

- 注記
- 図中、特記なき配管・配線は下記による。  
 —— EM-EFLI-0-30  
 —— 撤去配線を示す。  
 - - - - 既設配線及び既設機器類を示す。  
 □ □ □ 既設2種金属線びを示す。
  - 更新工事において、改修に関りの無い部分については現状の機能を損なわないよう十分に注意して施工を行うこと。
  - 既設回路を十分調査の上、施工のこと。
  - 図面に記載無くとも施工に伴う必要な工事は全て本工事に含む。

□ 照明器具姿図

A400	直付LEDベースライト	3920 1m
------	-------------	---------



参考型番	XLX440KENT LE9
公共型番	-

B400	直付非常用LEDベースライト	3920 1m
------	----------------	---------

電池内蔵型  
常時・非常時LED点灯



参考型番	XLG441KGN LE9
公共型番	-

取付高さ	2.5m 2.6m 2.7m 2.8m 2.9m 3.0m					
	A1	5.8	5.8	5.8	5.8	5.7
単体配置	B1	6.0	6.0	6.0	6.0	5.9
	B'1	4.9	4.9	4.9	4.8	4.7

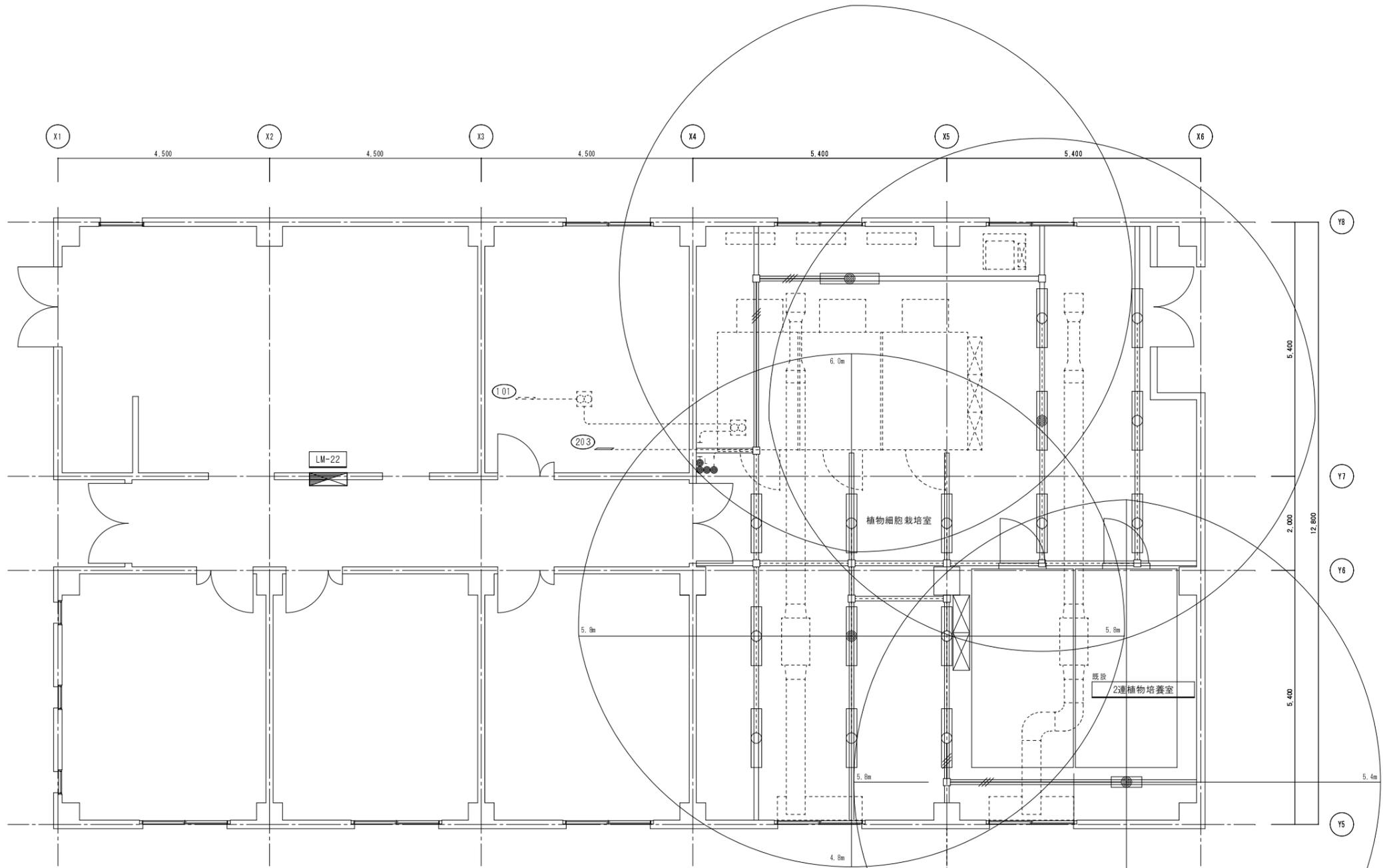
C160	直付非常用LEDベースライト	1800 1m
------	----------------	---------

電池内蔵型  
常時・非常時LED点灯



参考型番	XLG211NGN LE9
公共型番	-

取付高さ	2.5m 2.6m 2.7m 2.8m 2.9m 3.0m					
	A1	5.9	5.9	6.0	6.0	5.9
単体配置	B1	5.8	5.8	5.8	5.7	5.7
	B'1	5.3	5.4	5.4	5.4	5.3



動物棟 平面図 (更新後)

植物細胞栽培室	
A400	13
B400	3
C160	1

凡例

記号	名称・規格
	既設電灯動力分電盤 盤表参照
	新設照明器具
	新設非常用照明器具 (常時・非常時点灯型)
	既設スイッチ
	既設換気扇

- 注記
1. 图中、特記なき配管・配線は下記による。  
 EMT-EDF1.0-3C  
 新設配線を示す。  
 既設配線及び既設機器類を示す。  
 新設2種金属線びを示す。  
 既設2種金属線びを示す。
  2. 2連植物培養室設置範囲は参考位置を示す。
  3. 更新工事において、改修に関りの無い部分については現状の機能を損なわないよう十分に注意して施工を行うこと。
  4. 既設回路を十分調査の上、施工のこと。
  5. 図面に記載無くとも施工に伴う必要な工事は全て本工事に含む。

年度別	30	公立大学法人 福井県立大学
30年 9月	分類番号	第一分科 第二分科 第三分科

**環境システム設計**  
 代表取締役 松山 憲雄  
 福井県福井市花堂東2丁目411

総括	設計
----	----

工事名称	永平寺キャンパス 植物培養施設 (2連室) 更新工事
図面名称	電気設備工事 電灯設備平面図 (更新後)